

議事日程(第4号)

平成31年3月8日(金曜日) 午前10時 開議(本会議)

日程第1 ※一般質問

※一般議案

日程第2 議第7号 平成31年度遊佐町一般会計予算

日程第3 議第8号 平成31年度遊佐町国民健康保険特別会計予算

日程第4 議第9号 平成31年度遊佐町公共下水道事業特別会計予算

日程第5 議第10号 平成31年度遊佐町地域集落排水事業特別会計予算

日程第6 議第11号 平成31年度遊佐町介護保険特別会計予算

日程第7 議第12号 平成31年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算

日程第8 議第13号 平成31年度遊佐町水道事業会計予算

※条例案件

日程第9 議第14号 遊佐町森林環境譲与税活用基金の設置、管理及び処分に関する条例の設定について

日程第10 議第15号 遊佐町教育研究所設置条例等を廃止する条例の設定について

日程第11 議第16号 遊佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議第17号 遊佐町青少年育成協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議第18号 遊佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議第19号 遊佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議第20号 遊佐町水道給水条例の一部を改正する条例の制定について

※事件案件

日程第16 議第21号 町道路線の廃止及び認定について

日程第17 議第22号 遊佐町体育施設の指定管理者の指定について

日程第18 議第23号 遊佐町立図書館の指定管理者の指定について

日程第19 議第33号 蕨岡・遊佐小学校エアコン設置工事請負契約の締結について

日程第20 議第34号 高瀬・吹浦・藤崎小学校エアコン設置工事請負契約の締結について

日程第21 議第35号 平成30年度橋梁長寿命化修繕計画事業西浜橋補修工事に係る請負契約の一部変更について

日程第22 議第36号 遊佐町過疎地域自立促進計画の一部変更について

日程第23 ※予算審査特別委員会の設置について

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第4号に同じ)

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 11名

出席議員 10名

1番	齋藤	武君	2番	松永	裕美君
3番	菅原	和幸君	4番	筒井	義昭君
5番	土門	勝子君	6番	赤塚	英一君
7番	阿部	満吉君	8番	佐藤	智則君
9番	高橋	冠治君	10番	斎藤	弥志夫君

欠席議員 1名

12番 土門 治明君

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時田博機君	副町長	本宮茂樹君
総務課長	池田与四也君	企画課長	堀修君
産業課長	佐藤廉造君	地域生活課長	畠中良一君
健康福祉課長	高橋務君	町民課長	中川三彦君
会計管理者	高橋晃弘君	教育長	那須栄一君
教育委員会	佐藤啓之君	農業委員会会長	佐藤充君
教育課長			
選挙管理委員会	畠中昭二君	代表監査委員	金野周悦君
委 員			

☆

出席した事務局職員

☆

本 会 議

副議長(土門勝子君) おはようございます。ただいまより本会議を開きます。

(午前10時)

副議長(土門勝子君) 本日の議員の出席状況は、12番、土門治明議長が所用により欠席、その他全員出席しております。

説明員としては、佐藤正喜選挙管理委員会委員長が所用により欠席のため、畠中昭二委員が出席、その他町長以下全員出席しておりますので、ご報告いたします。

なお、議長が欠席しておりますので、本日議長を務めさせていただきます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、昨日の3月7日に引き続き一般質問を行います。

1番、齋藤武議員。

1 番(齋藤 武君) おはようございます。

早速本題に入ります。一昨日、町長から平成31年度施政方針が示されました。時田町政が早くも10年目を迎え、節目となる施政方針です。この時間は、新年度を迎えるに当たり、この施政方針の中身について検討したいと思います。もっとも質問時間には限りがありますので、きょうは特に地域づくりの要諦と言え、グローバルに考えローカルに行動するという考え方がどのように施政方針に反映されているのかという観点から質問いたします。

どなたが町長になっても最初のうちは実際問題前任者の町長が行ってきた施策の影響を大なり小なりに受けることになるのだと思います。しかし、10年もたてば管理職もほとんどが入れかわり、予算編成や施政方針には現町長のカラーがはっきりとあらわれることになるはずです。さて、時田町政が始まってからこの10年で世の中は大きく変わりました。例えば都市部から地方への移住は私のような変わり者や一部の定年退職者が主だった時代から完全に世の趨勢になりました。今ではその派生形も認識されるようになり、地方と都市部の双方に居を構える複住という形もあります。

一方、団塊世代の大量引退後、業種にもよりますが、極端とも言えるような人手不足の時代が到来しました。それに呼応するように人工知能の導入が実用段階を迎え、人手不足を補おうとしています。ほんの少し前の工場やコールセンターといった企業を誘致すれば雇用の方が確保できて安泰といった考え方は通用しなくなっていると考えます。

他方、文化、学術の面でも大きな変化がありました。来訪神行事や縄文文化といったこれまで一部の関係者などに限り関心の対象とされていたものが関係者の並々ならぬご努力と調査技術の飛躍的な進展などにより、世界的にも広く認識されるようになりました。その一方で、来訪神とはそもそも誰なのかということや小山崎遺跡の全体像はいまだ十分解明されていません。これらに今、そして今後的確に対応するためにはまさにグローバルに考え、ローカルに行動することが必要であると考えます。

そこでお尋ねします。このように変化した、あるいは今も変化しつつあるこの時代において31年度施政方針にはオール遊佐の英知(町民力)を結集という表現がキーワードとして複数回使われています。ここでやはり気になるのはこの表現だけでは外部人材とのかかわりの方針は見えてこないことです。私は、遊佐町の発展のためにはより一層町独自に外部とのかかわりをふやすべきだと考えます。遊佐町にはただの田舎町ではない、「ただならぬ田舎町」として鳥海山を核とした広い意味でのあまたの資源があります。これらを十分に活用するためには実質半径10キロそこそこの町内だけの人材と発想に限らず、町外のグローバルな視点をもより取り入れるべきと考えます。確かに施政方針の各論では、株式会社モンベルとの連携などに触れられてはいますが、はたして全体を貫く基本姿勢はどうか、まずはお示しいただきたいと思えます。

内向き、下向き、後ろ向きではなく、外向き、上向き、前向きなかみ合った議論になることを望みまして、演壇からの質問いたします。

副議長(土門勝子君) 上衣は自由にしてください。

時田町長。

町長(時田博機君) おはようございます。けさは、雪が降って本当に冬に逆戻りという形で、暖かな春がなかなか足踏みの状態なのだなという思いですけれども、1番の齋藤議員に答弁をさせていただきます。

グローバルな地球規模でのこれまでの行動とか私なりの考え方、多少申し述べさせていただきたいと思えます。この町にこれまで国際的な団体としてあったものといえますと、遊佐ロータリークラブがロータリーインターナショナルの加盟したのが昭和47年10月7日に発足して、多くのロータリーの先人が交換留学生の受け入れ、また台湾のチクナンロータリークラブとの姉妹クラブの締結によりまして、まさに相互交流、まさに草の根の相互交流を営々として続けられてこられました。私も平成7年の加入から平成26年の解散までまさに一会員として参加させていただきましたけれども、それまでではやっぱり外国人がなかなか遊佐町に来てホームステイをするという機会がなかったわけですけれども、それはロータリークラブの先人がしっかり築き上げて、これまで国際交流という形の根っこを築き上げてきたものだと思います。私もロータリークラブのホームステイについては3回ほど受け入れをした経験がございます。

また、我が町の文化面でいけば平成の始まりの時代でしょうか。レディーシンキング21という団体が受け入れたウイリアム・アイブスというアメリカ人のピアニストのコンサートが多分生涯学習センター、かつての中央公民館の第1回の外国人の演奏で大変な盛況をしたというような思い出でありますし、その後シヨパントリオとか、それからハンガリーとの交流によりますカンテムス・バンキエーリ・プロムジカの合唱団が我が町の生涯学習センターのホールで演奏してくれています。私もゆざ楽友協会設立を仕掛けた人間の一人として全てのコンサート等に参加をし、ホームステイの受け入れも7回ほど受け入れておりますので、計14名ぐらいのハンガリー人が私のうちにもホームステイしたということでもありますので、私は行動において人様よりそんなほとんど動いていないと、そして地球規模での国際的な視点が欠けているということは、申しわけないけれども、人様よりはもっと、もっと回数的にも中身的にもいい交流をさせていただいているという自負をしていたところでございました。

国際交流における全てがそれが地球規模での発想にまでつながるかということとはなかなか難しいわけではございませんけれども、かつては遊佐町国際交流推進協議会という遊佐町、いわゆる公による交流推進協議会だけがありましたけれども、私が議員の時代に国際交流協会を設立、仲間といたしました。その設立にもみずからが主導的にかかわったというわけでもありますので、官ばかりではなくて民間を含めたサポート等を取り入れながら国際交

流等を進めるべきであろうという考えをいち早く打ち出したつもりでございます。

町長就任して以来の政策として一番大きな地球的な規模の視点といえばまさに風力発電の受け入れではないかと思っています。ほぼ10年前になりますけれども、導入しようとしたら議会からは低周波が危険だから、だめなのではないかということ、3回ほどご指摘をいただきましたけれども、町としてしっかりとした設置基準、ガイドラインを設けながら、そしてリスク管理の協定書のたたき台をしっかりと地元と一緒につくってきたら地元の皆さんが、町がそんなに一生懸命ならば私たちも一緒に受け入れますよと。そして、私たちが協定結ぶから、立ち会いになってくれませんかという地元の要請によりまして風力発電を受け入れたという記憶がございます。その当時何が町にとってメリットあるのでしょうかって私はよくマスコミ等に聞かれましたが、地球にCO₂を出さないで電気を得られるという、地球に優しい町が東北の遊佐町から発信してもいいのではないですかという形で風力発電の受け入れ、当時は酒田市がキャンセル、ノーと言いましたので、大変な脚光を浴びました。その当時私は遊佐町は隣の町でオーケーしたものですから、非常なマスコミ等によるバッシングもいただきました。それは、ちょうど3.11の数年前でありましたので、社会的には風力発電というのがまだ認知されていない状況の中で地球に優しいことを遊佐町から発信してもいいのではないですかという、申し上げたことが非常に印象として残っておりますけれども、これが今3.11を経過した再生可能エネルギーの導入という形でいけば大きな力になっているということ、非常に私としてはかつての苦い経験が後によかったと言われたことを大変うれしく思います。考えるのみばかりでなくて、やっぱりみずから行動してきたそんな思いありますので、ご指摘は真摯に受けとめさせていただきます。

残余の答弁、何で世界とか日本とかというの、確かに施政方針から抜けた詳細は総務課長から、そして施策的なことの答弁については担当の企画と教育長にいたさせます。よろしくをお願いします。

副議長(土門勝子君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) それでは、細かい部分の質問に対する答弁につきましては、町長答弁に補足しまして私のほうからお答えをさせていただきます。

初めに、一般的にグローバルとは世界的、地球的と訳されておりますけれども、今この規模で課題となっているのは人口、食料、貧困、差別、教育、環境、平和、エネルギーなど多岐にわたっており、これらの課題が複雑に絡み合っており、どの国でも事の大小はあるにしろ有効な解決策に悩まされているのが現状でございます。

一方、ローカル的には我が日本、そして山形県、さらには遊佐町においても抱える問題点は共通しており、ただ解決策、そして優先順位が異なってくるのだと考えております。例えば採石の問題等につきましても、町民にとって何が一番大切なのかを考えたとき今の施策があるのでありまして、鳥海山からの恵みを後世に守り、残していくという方針に変わりはありません。これは、町民の皆さんからも広くご理解をいただいているものと考えております。

それでは、ご質問の中で幾つか具体的なお指摘がありましたので、答弁をさせていただきます。まず、外部人材とのかかわり方についてでございますけれども、1つは2年連続の大賞を含む4年連続での入賞を果たしたCM大賞が挙げられます。これは、地域おこし協力隊を初めとする若い力が発揮された成果と見ており、まさに外部人材の代表格ではないでしょうか。

また、ジオパークの推進活動におけるガイドの皆さんも町外からの協力者がたくさんおり、広域連携による活用がなされていると言えます。

次に、複住への対応でございますけれども、複住とは平日は都市で仕事をし、週末は地方で趣味を楽しむなど

複数の場所で生活を営むスタイルのことを言っているようであります。現在当町では移住、定住に関する支援は行っているものの複住に関しては特に検討はしておりません。しかし、複住が都市と地方だけでなく、海外と地方と視野を広げることで交流人口が拡大することも考えられます。今後の対応については観光分野と連携して検討が必要であると思われまます。

次に、生産年齢人口減と企業誘致の両立についてでございますけれども、管内の事業所においては多くの業種において人手不足、求人未充足の状況が続いており、深刻な問題となっております。産業面のみならず街の活性化のために企業誘致は非常に重要であると考えておりますが、新たな企業から来ていただいても働き手がなかなか集まらないという厳しい現実もございます。人口の減少が進むことは避けられず、生産年齢人口減と企業誘致の両立は非常に難しい課題と認識しておりますし、引き続き町内はもとより管内関係機関が連携し、若者の定着、移住促進を図っていくことが大切であると考えます。

次に、鳥海山を研究している方の受け入れ方についてでございますけれども、町民のために町が争っていることに協力してくれるという方であれば大いに歓迎をしたいと思っておりますし、ぜひとも協力をお願いしたいと考えております。あれだけの山でございますので、研究材料としては非常に有効な題材になるでしょうし、自由に研究を行っていただきたいというふうに考えているところであります。

私からは以上でございます。

副議長(土門勝子君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) それでは、私からもこの施政方針の編集、取りまとめ作業に当たらせていただいた者として答弁をさせていただきたいと思っておりますが、この施政方針のポイントといたしましては殊さらにグローバルという視点を掲げているものではございませんが、特に新年度において町民の皆さんとともに手を携えて取り組んでいこうとする新規事業、特に明るい話題に焦点を当てた形でその事柄を織り込んでいったということが1つありました。また、庁舎建設にあらわれておりますとおり新規の重点事業、あるいはこれまでの課題等を継続して、あるいは継承して地道に取り組んでいくべき町の課題、事業に焦点を当てたといったところが基本かなと思っております。もちろん最初と最後、初めにと結びにというところにおいては、時田町長がこれまでどう施策に、行政に取り組んできたかといったところ、今時田町長がどんなことを思い、そしてどんな町づくりにしていこうかといったところ、そのお心を酌み取って文章化したものでございます。文章その文言につきましてはよりシンプルに、その美辞麗句をなるべく排するような形で言葉を飾らないような表現にしたつもりでございます。何と言っても遊佐町の課題を提起しながら足元をしっかりと見詰めてといったところでの編集、編成作業に当たったものであります。全般的に町の事柄を中心に、さらには町の話にとどまらずジオパークや、それから高速道路、あるいはデスティネーションキャンペーンの取り組み、あるいは生活クラブ生協との宣言事業等々の話題を織りまぜながらこの地域全体に豊かさをもたらす、この地域に豊かさをもたらせようといった思いも込めた形で広域的な視点を持ちながら取りまとめたというものでございます。齋藤議員のほうからは、るるグローバルな視点といったことでのいわば問題提起がございましたが、それはすなわちいろんな例えばということで事例をお出しいただいたわけでありまして。それがすべからず遊佐町のこれからの課題であり、議員も、それから議会も含めて一緒になって取り組んでいきたいと、いこうというふうな思いが伝わってきたというふうに私は受けとめております。一緒になってこれから手を携えて取り組んでいく、それぞれの課題かなというふうな受けとめたところでございます。

以上です。

副議長(土門勝子君) 那須教育長。

教育長(那須栄一君) 私からもお答えさせていただきます。

まず最初に、戦後間もなく杉沢から出土しました縄文の土偶についてお話ししたいと思います。近年は、舟形町から出土した縄文の女神、まさに国宝ということで注目されておりますが、それまでは杉沢の縄文の女神といったかどうかわかりませんが、県内では県立博物館では中央の展示に位置する大変貴重な縄文の土偶でございましたけれども、2年前になります。平成28年度、何十年ぶりかで奈良の国立博物館から里帰りして防災センター2階で展示することができました。縄文人のすばらしい造形デザインを再認識された方も多かったと思います。近年ロンドンの大英博物館で開催された縄文の土偶の展覧会は大人気で、何千年も前に制作されたとは信じがたいデザインに多くの方が驚いたとも聞いています。このように縄文の高度な精神文化は世界各地の人々に知られつつあります。北海道、北東北の縄文遺跡群のユネスコ世界遺産登録を目指す試みもありますし、東京オリンピックの聖火台に火焰土器のモチーフを採用しようという運動もあるようでございます。この運動の組織で作成したカレンダーには小山崎遺跡に隣接する柴燈林遺跡から出土した火焰型土器も載っております。オリンピックの開催される2020年が近づくとつれて、そしてその後も世界の目はかつてないほど日本の文化に向けられていることとなります。

折しも昨年11月に遊佐の小正月行事を含む10の来訪神行事がユネスコの無形文化遺産に登録されました。女鹿、滝ノ浦、鳥崎の3集落に伝えられてきた遊佐の小正月行事、アマハゲが世界的な見地から見ても貴重な文化遺産であるというお墨つきを得られたこととなります。この来訪神行事は、南は沖縄県宮古島のパーントゥから北は男鹿のナマハゲまでさまざまな扮装、形態をしています。本町と交流のあるハンガリーのモハーチのブショー祭り、仮面をつけた冬の終わりの祭りの慣習が2017年にユネスコの無形文化遺産に登録されていることからわかりますように広くヨーロッパにおいても仮面をかぶり、わらや毛皮などの異装をした神が冬から春の変わり目に訪れる行事があります。これらは、冬を追い払い、春を迎え作物の豊穰を祈る儀礼とも考えられており、根底にある思想は洋の東西を問わず共通するものがあると言えます。また、縄文時代の遺跡からは猿楽の翁の面に類似した土製の仮面も出土しており、縄文時代の祭祀の指揮者、シャーマンは仮面をかぶっていた可能性があり、中世の能の翁や各地の来訪神に根源ではつながっているという説もあるようでございます。

本町には三崎山出土、秋田県境でございませけれども、青銅刀子、これは日本で一番古い青銅の刀ということで、これも上野の国立博物館に所蔵されているわけですが、まさにこの出土のことを考えてみますと鳥海山がむしろシンボルというよりはランドマークとして、もう当時から時空を超えてつながりを持っていたことではないかなというようなことを考えられます。先ほど申し上げました杉沢出土の土偶、小山崎遺跡、国重要無形民俗文化財、杉沢比山、そしてユネスコ無形文化遺産、遊佐の小正月行事と世界的な文化遺産がたくさんあります。齋藤議員のご質問にありますように今後グローバルな視野から時空を超えて受け継がれてきたこれらの文化遺産を活用した町づくりができないものか、教育委員会のみならず各課横断的に検討していく時期が来たなというふうを考えております。

以上でございます。

副議長(土門勝子君) 1番、齋藤武議員。

1番(齋藤 武君) 思わぬ手厚い答弁をいただきまして、ありがとうございます。正直再質問がしづらくなりました。

グローバルという意味合いですけれども、町長から思いの丈をお話いただいた中でどちらかというと国際的な意味合いでのお話があったと思います。それも当然大事なのですが、ただ私の質問の趣旨を見ていただければ想像つくかなと思ったのですけれども、国際的な話だけに終始してしまうと空中戦になってしまいますので、それはそれで別の機会ということで、この時間どちらかというと、いわゆる海の外の世界ということもありますけれども、遊佐の外という意味で、主に海の外と遊佐の間の日本全体、そこを主な焦点を当てた質問をしたいと考えております。要するに、今回私がしたかったこと、何かというとあえてグローバルという言葉を出すことによって春の田起こしではないですけれども、議論を私なりに起こしたかったという気持ちはあります。

細かい再質問に入る前に、議長はきょういらっしゃらないので、きのうのうちに許可をいただいたのですが、資料を配付いただきました。どうということから話を起こすかということもあるのですけれども、私は今回人口の構造から話を起こしたいと思います、再質問においては。この表は、いわゆる人口ピラミッドは男女別に普通なっていますので、それを男女を合算したものです。なお、全国のほう、私ちょっと1カ所間違えまして、人数が「万人」となっていますけれども、これ千人単位ですので、すみません。ここだけ訂正いたします。まず、町民課長にお伺いしたいわけなのですけれども、片方は全国の人口分布、片方は遊佐町のほぼ最新の人口分布です。これを見ると、かなりシルエットが違って見えるわけですが、町民課長、人口の変動チームの最前線を指揮している立場として遊佐町の年齢別人口構成について全国との相違を、あるいは今後の成り行き等々をどのように分析していらっしゃるのか、まずお話しただきたいと思います。

副議長(土門勝子君) 中川町民課長。

町民課長(中川三彦君) お答えをいたします。

このグラフ拝見しますと、全国と遊佐町のこの分布グラフ、両者の違いとその要因といえますか、そういったご質問だと思います。まず、全国のグラフを見ますと、一番目につくのが70歳前後の年代の大きな山と。次が45歳前後の山であります。これは、横棒グラフなので、山という表現が適切かどうかというのはちょっとわかりませんが、横を縦に置きかえてご理解いただきたいというふうに思います。いわゆる団塊の世代と団塊ジュニアと称される年代をあらわしているということがわかります。その世代間の年齢差が約25歳。それでは、その団塊ジュニアの25歳下の20歳前後はどうか見ますと小さな膨らみのような形は見えますが、はっきりとした山にはなっていないということでもあります。この要因としましては、晩婚化でありますとか、あるいは合計特殊出生率の低下などが考えられると思います。

一方、遊佐町のほうのグラフを見ますと全体的な形は似ているというイメージはありますけれども、50歳代より下の年代の厚みがないといえますか、総人口に占める割合が全国に比べるとかなり低いことを示していると思います。このグラフにはないのですけれども、国民の平均年齢が約46歳なのに対して、町民の平均年齢は約50歳と。4歳ほどの差があるという視点もございます。このことは、進学や就職を機に遊佐町を離れる若者が多く、その大半が遊佐町に戻っていないことがやはり最大の要因ではないかなというふうに考えられます。これは、今に始まったことではなく、数十年も前から続いているという傾向でありまして、昭和の時代から現在まで転入、転出の数値から読み取ることができます。逆に75歳以上の年代には膨らみのような形が見てとれ、75歳以上の年代は全国平均に比較して長寿であるということも遊佐町の特徴の一つかなと拝見したところでございます。

以上です。

副議長(土門勝子君) 1番、齋藤武議員。

1 番(齋藤 武君) いろんな見方ができると思うのですけれども、1つ、私が見て思ったのは遊佐町のほうが特に団塊の世代を中心に全国のグラフよりデフォルメして見えているということだと思います。あと、日本全国で見ると新しく生まれる子供が減ったと言われているものの100万人弱はいます。ということは、100万人弱のところと全国の団塊世代のピークを比べると約2.数倍の差です。ところが、遊佐町の最近生まれた子供たちの数のピークと、それが大体70人、80人ですけれども、それと団塊世代のピークを比べると4倍ぐらいの差があるということで、ここは相当開きがあるという気がいたします。ただ、やはり単純に人口減少を嘆くのではなくて、どういう構造、こういう構造だから、減るのだという認識を持って話をしないとダメかなと思います。あともう一つ、遊佐町において1つ注目したいのは最近生まれた子供の人数です。子供の数が少ないと言われているものの、ここ近年生まれている数が少ないながらも安定しているような、ひょっとすれば底を打ちつつあるのかなと思われるグラフが出ております。こちら辺に関して町民課長、分析があればお願いいたします。

副議長(土門勝子君) 中川町民課長。

町民課長(中川三彦君) お答え申し上げます。

遊佐町における出生数、これは出生届が出された数として毎年度の決算時期に出されます行政報告書にその数が記載されておりまして、平成22年度の107人を最後に平成23年度以降はずっと60から70人台で推移しております。平成30年度は、今年度ですけれども、2月末現在で59人ということですからかなり苦戦をしているところでございます。一方、教育委員会が発行しております遊佐町の学校教育要覧に記載されている小中学校の児童生徒数を見ると、平成30年4月1日現在の在籍数が小学生543名、中学生311名、合わせると854名ということで、この854名の子供たちが生まれた年度の出生数を合計すると800名という数字がありました。54名ふえてございます。遊佐町に出生届を出したが、町外に転出したという方もいれば、逆に町外に出生届を出したが、遊佐町に転入した方もございます。54名の増はご縁があって遊佐町に転入された方が出ていかれた方より多かったということであり、ご縁を後押しするような定住促進の取り組みが果たした役割が大きかったのではないかなというふうに思います。以上です。

副議長(土門勝子君) 1番、齋藤武議員。

1 番(齋藤 武君) 確かに確実に定住、移住策をやってきた成果が出てきているんだと思います。ここについては非常に重要な人口構造の変化だというふうに思います。

ちょっと一回この問題を置きまして、産業課長にお尋ねしたいと思います。産業課長にもたしか質問通告書にはお名前書いていたと思いますので、先ほど企画課長よりご答弁いただきました。遊佐町の雇用と企業誘致等に関する論点です。私自身雇用の確保は重要だという観点からあくまでもお聞きするわけなのですけれども、やはり先ほども触れていただきましたとおり私も質問しましたけれども、今後の雇用のあり方というのは少なくとも例えば人海戦術的ないっぱい人を集める形のような雇用だとか、そういうのはなかなかないだろうと思います。そうした中でやはり繰り返すような話ですけれども、企業が来れば雇用が生まれて安泰だということはやはりこれからなかなか厳しいというのは間違いないと思います。仮に企業が来てもこちらのほうに人がいなければ、やはりお互い成り立たないということなのです。そういうことを考えると、これからは雇用機会の確保というのと必ずしも連動しない形での広い意味での経済活動の誘致というのを考えなくてはいけないのかなというふうに私は思います。例えば具体案としては太陽光発電です。これは雇用というのは、建てるときはあれでしょうけれども、その後常時人がいるということが少ないでしょうし、あと決して目新しい話ではないですけれども、テレワークという考え方も世の中あ

ります。そういう意味で幅広い意味で経済活動を招くということのグローバル的な視点から私は必要だと思うのですが、先ほど企画課長から答弁いただきましたので、産業課長、何かご所見があれば簡単に結構ですので、お願いいたします。

副議長(土門勝子君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) はい、お答えいたします。

まず、生産人口減と企業誘致とか、そういったものの両立というのは非常にまず難しい問題だとは捉えております。常に魅力ある企業の創出と人材確保というのはやっぱり両輪と考え、施策を講じているというところがございます。魅力ある企業の育成と申し上げれば労働条件、給料水準の引き上げというところも大きなポイントでありますので、そういったところもやっぱり町内の企業さんにもいろんな体力を持ってもらうためにもいろんな今まで課税免除でありますとか、用地取得でありますとか、設備等支援、人材確保の研修経費の支援などを行ってきたという経過がございます。そういった中で平成30年度からは遊佐町独自で町内の企業をよく知ってもらおうということで企業合同就職面接会でありますとか、就職説明会開催を始めたところがございます。UIJターン者の支援、就職に伴う資格取得の支援なども引き続き行っているということがございます。

あと、やはり具体的な事業化はまだではございますけれども、こうあればよいという理想の部分というものもやっぱりこれから遊佐町に期待される企業あると思います。例えばウイスキー工場を開設しましたけれども、そこにも地元産の例えば大麦を原料に供給できるような仕組みでありますとか、そういったことも考えられますし、漁村センター内での大手水産加工会社さんの取り組みでありますそういった遊佐ブランド水産物の加工の拠点施設として設けること、それから始まる輸出産業、そういったものも視野に入れられるところがございますし、また酒田港などでは昨今木材の建築用木材、今までバイオマス燃料とか、そういうものでございましたけれども、建築用材の輸出の需要が高まっているということがございます。これは、主に中国での建築用材の需要の高まりですけれども、そういったことも踏まえて林業の分野でもそういった需要が伸びていくところも視野に入れて、そういった観点から魅力ある遊佐町の特色を出せる企業をやはり支援していくということが最終的には若者の働き場の少ないという地方ではありますけれども、大きな求職先となって回ってくるのではないかなというようなことも今考えているところでございます。そういったところも含めて今後とも地元で夢を持って働ける場をつくっていくこと、これが重要と考えているところでございます。

以上です。

副議長(土門勝子君) 1番、齋藤武議員。

1 番(齋藤 武君) 次に、時間ないので、話題を変えまして、一昨日最終回となる学校適正整備審議会が開催されました。その場所で答申書が教育長に手渡されたわけですがけれども、ホットな話題でもありますし、かつグローバルな視点が私としてはこの問題、課題に対する取り組みとしては必要だと思われまますので、この点についてもある程度触れたいと思います。私自身5回ほど傍聴したのですけれども、議論がちょっと深まらなかったなと思ったことが2つありました。1つが統合理由として必ず出されてくる切磋琢磨というのが果たして何なのかということですが。人数が多くなければだめなのか、少なければできないのかということ、切磋琢磨については今一つ議論が深まらなかったのではないかと私は思いました。

もう一つは、その地域づくりにおける小学校の役割、あるいはあり方ということについても議論が深まらなかったのかなという気がします。このことについては、例えば中国だとか四国地方の過疎の先進地と言われるところにお

いてはかなり検討、研究がされているようです。そもそも子供の教育環境をどうするかという立場からの議論と地域づくり論というのは別の話ですので、それを一緒に議論するのは適切ではないという考えもあるでしょうし、そのように考えている議員の方もいらっしゃると思います。ただ、私としては小学校が実際に統合して、なくなった地域のことを考えた場合、あるいは遊佐町全体小学校が統合された後を考えて場合を考えればやはり地域づくり論と切り離すことは難しいだろうというふうには思います。

町長にお尋ねいたします。先ほど遊佐の人口の構造というのを検討したわけですが、地域づくり論というのは人口論という側面もあると思います。遊佐町の総合戦略では2060年に8,000人の人口維持を目標にしております。だとすればその小学校のあり方というのがますます重要になるわけですから、地域づくり論と学校の統合という話はますます切り離せないのではないかと私は思います。今遊佐町は、必死になって移住、定住策を実施しております。現に効果が出始めてきています。確実にこれ出ていると思います。そういう中で小学校の統合というベクトルというのはひよっとしたらその話とベクトル逆になっているのではないかとと思われる節があります。あるいは、遊佐高校の存続にも今必死になっているわけですが、そういったベクトルとも小学校の統合というのはひよっとしたら別になるのではないかと。理論的にも整合しないのではないかとこの疑問を持っております。町長は、そこら辺をどのようにお考えになっているのか簡潔にお願いいたします。

副議長(土門勝子君) 時田町長。

町長(時田博機君) 定住促進という言葉は、私が町長に就任する以前は我が町では言葉がありませんでした。平成22年8月に平成になってからの遊佐町の人口の減り方が尋常でないということ指摘をして、そこから、ではどうやって計画つくろうか、懇談会つくろうかって立ち上げてきたのが平成22年度8月から24年度にかけての定住促進計画です。計画のもとに行動していくという形で第1次、そして、30年度からですか。第2次の定住促進計画が進められてきましたが、それまでは町としては交流人口の拡大というキーワードで定住促進はありませんでしたので、私はやっぱり定住促進に進めない町が危険だという認識のもとにそのデータを読み解いて、この政策を打ち出した。これまでの政策の全く逆に向かったということ、誰もやったことのないことを挑戦したので、大変やっぱり職員も苦労したと思いますけれども、それらの計画に基づいて今子供さん、たしか800人生まれていないのに854人も今いるということであれば、9年間で1学年6人ずつよそから来てくれているということになれば、これ大変素晴らしいことだと思っていますし、これら等はもっと、もっと進めていかなければならないと思っています。

ただ、きのう実は7番の阿部満吉議員、風邪で一般質問、その町づくり事業にという形の一般質問通告がなされておりましたが、町としてはやっぱり遊佐町まちづくり基本条例を整えている町ですから、それらに基づいて地区のまちづくり協議会を主体的にやっぱり発展させましょうということは、これ議会も議決をしてオーケーしてきたわけで、それらの人材確保の支援等も町が行いますよと。教育とは、それは一定期間我が町ではその義務教育、それから子供たちは18歳までは確かに、だけれども進路はそれぞれ子供たちによって違うわけですから、小さいうちは支援できますけれどもという形、また看護師さんになる場合はちゃんと奨学金も町で働いてもらえれば返さなくてもいいという制度、これ山形県では遊佐町だけこの制度持っているのです。こういう制度整えながら来ましたが、学校教育と生涯学習、それからまちづくり基本条例によればその基本条例に尊重した町づくりを行政としてはやっていかなければならないという責務を負っているわけですから、これらを、いや、まちづくり基本条例なんか何でもいいのだと、議会もあともうやめようやという形の中での合意がなされたのはそれはそれでいいのですけれども、私としてはみずからが議会議員のときにまちづくり基本条例というのはつくったわけですので、それをし

っかりやっぱり整えて、それらにのっつて行政進めましょうというのは、それは地域の合併協議あったときに地域の自治組織だけは絶対確保しようよねというのが遊佐町の提案でした。なかなかそれは合併協議において酒田市は認めてくれませんでした。それだとやっぱりせめぎ合いの中でなかなか話がまとまらなかったという経過もございまして、地域の核は地域の核としてしっかり残しましょうと。ただ、学校教育については、それは全体的な子供たちが、やっぱり子供、同級生が、今私も古希の祝いをする世代に入ってきましたけれども、7人しか同級生いないときの小学校の将来、私たちの時代に4人しか小学校の同級生がいなかったという時代が本当にそんな状況でいいのだろうかと思うとあるべき教育の姿というのは、将来に向けてこれまで適正審議会でいろんな角度で提案してくれたわけですから、それらの答申を受けた教育委員会がそれらの教育委員会議でそれらを承って決定していくという形、そのプロセスが整ったら私のところに報告があるのだと思っていますけれども、そこまでは私からそれらについては意見申し述べることなく、教育長初め教育委員会のメンバーいるわけですから、その議論をしっかり注視したいと、このように思っています。

副議長(土門勝子君) 1番、齋藤武議員。

1番(齋藤 武君) 残念ながら議論かみ合わなかった気がします。ただ、この議題はボリュームが多いので、別な機会に改めてしたいと思います。

企画課長に、すみません。もう一回戻ってお尋ねいたします。その研究者を遊佐町に来ていただくという中においてお話があったわけですが、もう一步踏み込んで具体的にいわゆるインセンティブを何かお考えになっているということはあるですか。31年度、あるいは近々で結構ですけれども。

副議長(土門勝子君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) お答えをいたします。

平成31年度の事業の中において具体的にそういった方を迎え入れる的な予算を持っているわけではございません。ただ、鳥海山等々を研究している方の受け入れについては先ほどの答弁のとおり自由に行っていただきたいという考えもありますし、町に協力していただけるのであればぜひともお願いしたいと、そういうスタンスはもう前から変わっていないということでございます。

副議長(土門勝子君) 1番、齋藤武議員。

1番(齋藤 武君) 再び今度総務課長にお尋ねいたします。以前私一般質問で町の職員、一般職員の採用に当たっての募集要件をお聞きしました。その中ではっきり申し上げれば遊佐町は言葉は悪いかもかもしれませんが、ガラパゴス的に住所、居住地要件を設けております。職員、そもそも手を挙げるに当たってです。その要件というのがかなり特異な要件なわけですが、31年度においてそれは引き続きなされるのか、撤廃されるのか、お考えをお願いいたします。

副議長(土門勝子君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) まず、今年度の採用試験の実施要領におきましては、住所要件を引き続きということではありましたが、一部専門職におきましては、これは前年度から、29年度から引き継いでということになります。土木技師の資格者、そして社会人経験のある方という条件をもって、住所要件は一切つけずUターンでもIターンでも地元でも一定の年齢枠は設けさせていただきましたが、そういった要綱をもって、条件をもって採用試験の募集に望んだということでありまして、ただ残念ながら昨年度は2名の応募があつて、最終的に採用に至らなかったと。今年度は応募がなかったといったところの反省、評価を踏まえて、もう一度このやり

方が果たしているのかどうか、その条件の組みかえをして、どうしても今の職員体制の中で土木技師が不足しているという状況がございますので、そこは来年度も挑戦をしていく、条件を見直しながら挑戦していくべきではないかといったところの意見交換を担当の課長、あるいは町長、副町長ともさせていただいて、今後、来年度に望んでいこうとしているところであります。

副議長(土門勝子君) 1番、齋藤武議員。

1番(齋藤 武君) 最後、教育長にお尋ねいたします。簡潔にお願いいたします。来訪神行事が全国に残っているわけですが、例外はありますけれども、多くは沿岸部に残っております。この理由についてどのようにお考えですか。

副議長(土門勝子君) 那須教育長。

教育長(那須栄一君) 理由までは考えたことがございませんので、ぜひいろんな機会にご教示いただきたいと思っております。来年の里仁館の講座にもアマハゲを取り入れていただくというようなご案内が来ておりましたので、私も勉強したいと思います。齋藤議員は当然ご理解いただいて、ご質問いただいているのだと、後でそっと教えてください。

副議長(土門勝子君) 1番、齋藤武議員。

1番(齋藤 武君) 今回いろんな論点を詰め込み過ぎて丁寧に説明をいただいたので、時間が足りなくなりました、正直申し上げます。来訪神行事の話なのですが、一説ですが、なぜ沿岸部に今残っているかということなのですが、縄文時代の方が神様は海と山を行き来していたと、そういう生活観があったという説があります。ところが、稲作文化が拡大していくに従って結果的に稲作がほとんどされていないような沿岸部だとか、あるいは南西諸島に残ったという説があります。遊佐町は、もう皆さん十分ご存じですが、世界的に認められた来訪神行事があるし、小山崎遺跡という重要な遺跡があるという中でその来訪神行事と縄文文化が色濃く残っている、なかなかないところだと思います。そういうところにおいてぜひそういうのを活用するというのは、遊佐町にとってやるべきことだと思いますので、グローバルな視点からぜひお願いしたいと思います。

副議長(土門勝子君) 那須教育長。

教育長(那須栄一君) 小山崎遺跡の保存活用についても文化庁のほうから前向きに取り組んでほしいということで示唆をいただいております。先ほど答弁させていただきました鳥海山、シンボルマークというより私はランドマークだというような答え方しておりますけれども、いただく遊佐町でございます。私の思いは縄文から現代、そして未来をつなぐ、仮称ですが、鳥海縄文～未来歴史文化博物館の館みたいなもの、やはりいよいよ小山崎が具体的に動き出したら、そういうものを整理していく時点が来ているのかなと。もちろん保存ということと発信活用も含めてということで、そういったことも含めてまた議論する機会があったらありがたいなと思っておりますので、その程度でよろしいでしょうか。

副議長(土門勝子君) 1番、齋藤武議員。

1番(齋藤 武君) 今お話があったとおり遊佐町は古代からまれびとが来て、そういう交流によってグローバルな視点がもたらされて、遊佐町が繁栄してきた、発展してきたのだと思います。例えば現代においても最も顕著な事例というのは生活クラブ生協との幅広い交流であり、取り組みだと思います。時として為政者にとってまつらわぬ者たちだというようなふうにも思えたかもしれませんが、結果として遊佐の農業の基礎を築いていただいたわけです。そのことが縁で遊佐に移り住んだ人たちもいるわけです。こういうふう外部の人々と交わって、そして外

部の視点を取り入れて、その上でローカルに行動するということは、私は遊佐町発展の必須条件だというふうに思っております。31年度の諸施策の遂行に当たってはぜひそのことを念頭に置いていただきたいということを強く望んで、もっと質問したかったですけれども、時間がないので、終わります。

副議長(土門勝子君) 時田町長。

町長(時田博機君) ローカルを大切にという形でいけば2019年1月、環境首都創造NGO全国ネットワークから、地域から持続可能で豊かな社会をつくる自治体政策評価オリンピックというものも開催されまして、第2回目で我が町が先進事例表彰をいただきました。まさに今齋藤議員おっしゃった生活クラブ生協とJAと遊佐町の共同宣言事業、これが先進事例表彰という形で第2回目の全国の政策評価オリンピックでこんなすばらしい賞をいただいたということ、本当にありがたいことだと思っていますし、生活クラブさんとはこれからもまた、これからますます一体的に力を合わせながらこの地域の発展のためにまたお力をかりたいと思っています。よろしく願います。

副議長(土門勝子君) これにて1番、齋藤武議員の一般質問は終わります。

4番、筒井義昭議員。

4番(筒井義昭君) 第529回遊佐町議会において一般質問に立たせていただけますことを光栄に存じます。

それでは、一般質問通告書に従い質問いたします。町は、平成32年度中の遊佐町新庁舎建設に向け計画を進め、今月中にはその基本設計が示される予定であります。庁舎建設により長年町の中心でありながら開発が進まなかったエリアが中核をなすエリアとして創出がなされようとしております。この先50年、町の核を担うエリア創出かと思えます。そのエリアと同時に町の中心をなす遊佐元町エリアの空洞化防止策を講じることにより、集まり、にぎわい、暮らし、定住する未来につながる元町元気再生施策に取り組むことが今こそ求められていると考えます。

求められている第1の取り組みは、空き家の積極的な活用策の推進と空き店舗活用による起業の促進とそれに対する支援策の充実によるにぎわいと暮らしと町のリノベーションであります。第2に元町に集まるための交通手段の充実であります。スクールバスへの町民無料同乗施策の周知の推進と福祉交通支援策のさらなる充実による町民が出かけて集まる機会の促進が求められていると思います。第3に集まり、暮らし、定住することに憩える優しい町づくりによる町なかユニバーサルデザインの着手です。段差のない優しい空間、車椅子でもチャイルドカーを押しながらでも不便でない町なか、ところどころに憩えるベンチや集まりを促すショップの配置を目指すべきです。第4に集まり、にぎわい、暮らしを楽しみにつなげることのできる町なか回遊に向けた仕掛けづくりとわかりやすい統一された案内板の設置により初めて訪れた方でもわかりやすく町を楽しむ仕掛けづくりが必要なのではないかと思えます。これら4つの施策を断片的にはなく、統一したコンセプトのグランドデザインにより各課を横断した取り組みが求められているときであると考えます。新たなエリアの創出、新たな道の創出とともに未来に向けた元町エリアの集まり、にぎわい、優しく暮らし、定住しやすい施策の展開を求め、第1問目といたします。

第2問目、木育の推進について質問いたします。木育については、2016年3月議会において幼児期から木とのかかわりを深め、豊かな暮らしづくり、社会づくり、森づくりに貢献できる市民、町民を目指す活動を推進する取り組みである木育の推進を提唱させていただきました。また、2018年3月議会においてやまがた木育推進方針が策定される状況を受けての町の木育の取り組みの姿勢を伺わせていただきました。あれから3年、あれから1年、2月の15日号の遊佐町広報に遊佐町共存の森運営協議会主催でウッドスタートで遊佐を元気にという木育活動に関する講演会が開催される告知がなされておりました。そして、3月4日に開催されました。小さいけれども、大切

な一歩であると思っております。町にとっても私にとっても、講演会の講師は、3年前に私が提唱させていただいたウッドスタート宣言自治体を推進しているNPOでありました。そのNPOが開設している東京おもちゃ美術館、副館長の馬場清氏でありました。ウッドスタート宣言市町村も3年前は26市町村でありましたが、2017年末では39市町村へとふえております。また、やまがた緑環境税や国の森林環境譲与税導入を受け、森林の再生とともに木を使い、木に触れ、木に親しむ木育活動は今後より加速度を増すと考えますが、ウッドスタート宣言を含めたところの木育への町の取り組みについて所見を伺い、演壇からの質問とさせていただきます。

副議長(土門勝子君) 時田町長。

町長(時田博機君) それでは、私から4番、筒井義昭議員に答弁をさせていただきます。

新庁舎と同時並行してやっぱり地域、町、中心部おこしをしっかりとやらなさいよという激励だと受けとめております。新庁舎の建設に当たっては町民の皆さんの利便性を重視しながら、また町の中心地である現庁舎と位置環境を総合的に考えながら新庁舎建設検討委員会の決定に基づきながら現予定地に決定をしたところでもあります。まさに遊佐町の中心部がのどかな田園であった遊佐から新庁舎改築によって大きな町の形が変わるであろうと想像しております。このエリアにつきましては、生涯学習センターや町民体育館、子どもセンターに近接し、図書館もある、まさに若者を中心とした住宅の建設地としての地域振興策の牽引を目指した地区でもありますので、期待をしているところであります。この地区の整備に関しましては、遊佐町が平成25年1月に策定した遊佐町定住促進計画に基づく住宅施策を充実させる重点事業として、さらには若者夫婦に特化した賃貸住宅を整備し、人口の流出を防ぎ、子育て世代を中心とした定住人口の増加を図ることを目的として進められております。この2つの事業により元町地区の景観も大分さま変わりをすると思いますが、地域活性化の中心となるような道路を初めとするインフラ整備もしっかり行い、定着しやすい生活環境をつくっていきたくと考えております。

一方、町内の空き家につきましては集落支援員のほか山形県住宅供給公社、そして町が連携して調査を行い、元町周辺の空き家の実態も明らかになっております。県との連携により山形県住宅供給公社が実施する空き家を再生し、販売につなぐ買い取り再販モデル事業と老朽家屋を解体し、跡地を移住者や子育て世代に供給する町の再販支援事業を遊佐地区内でも実施する計画であります。平成25年度から整備している定住住宅空き家利活用事業によるリフォーム空き家についても12棟のうち6棟が庁舎周辺の空き家を整備したものとなっております。空き家再生地域、地域おこし活用店舗については駅前一区の空き店舗をパン屋に再生し、ことしの秋に開店する予定ですが、地域おこし協力隊の取り組みによる地域活性化と定住を合わせた画期的なアイデアとして評価をしているところであります。来年度も新たな店舗活用事業を駅前周辺に検討中ではありますが、町内の空き店舗の多くは住宅との兼用が多く、空き店舗のみを再利用することがなかなか難しい状況のようであります。

次に、商工業振興施策として商工会と連携して実施している産業活性化対策事業についてはこれまでも空き店舗活用の際の支援を行っており、今年度からは創業者に対し、店舗を借りる際の家賃を補助するという制度も新たに設けるところであります。また、遊佐元町地域交流センター、ゆざっとプラザ内の事業者で構成する協議会事業として、軽トラ市、プラザのイルミネーションほか駅前にぎわい事業を実施しております。以上のように特定空き家を担当する総務課や固定資産税担当の町民課、新たな起業を担当する産業課と定住促進を担当する企画課が連携して取り組んでおりますが、今後は高齢者福祉担当の健康福祉課や環境対策担当の地域生活課が事務局を担う空き家等適正整備管理審議会とも連携しながら各課横断的な取り組みによる元町の活性化を図りたいと考えております。

2番目の質問でありました木育の取り組みはということをごさいました。先日講演会を講師なさってくださいました馬場先生から訪問を受けたところであります。馬場先生は豊島区ご在住、生まれも育ちも豊島区でお仕事が新宿区にいらっしゃるという話でしたけれども、実は私と同じところに研修に行っている。なぜなら去年の町村会で日南市の油津に商店街をリノベーションしたところに子育て支援施設があったのですけれども、その中に木質玩具等がいっぱい使われている施設を私は見たのですけれども、それについても馬場先生も実は行ってきたのだと、そんなお話をして盛り上がったところであります。木育とは子供を初めとする全ての人が木と触れ合い、木に学び、木と生きる取り組みであります。子供のころから木を身近に使っていくことを通じて人と木や森のかかわりを主体的に考えられる豊かな心を育むことを狙いとしております。我が町のいわゆる藤崎小学校の緑の少年団、まさにすばらしい活動で2018年度の最優秀賞を受賞したということを見ますと、小さいうちから木に触れる、そして木を守るという活動がこの町に根づいていること、非常に頼もしく思っているところであります。平成18年に閣議決定された森林林業基本計画において木育は市民や児童の木材に対する親しみや木の文化に理解を深めるため、多様な関係者が連携、協力しながら材料としての木材のよさ、その利用の意義を学ぶ木材利用に関する教育活動と位置づけられております。ウッドスタートにつきましては、認定NPO法人日本グッド・トイ委員会が展開している木育の行動プランのことでありますが、全国でウッドスタート宣言した自治体は現在39市町村あると伺っております。

実際町の学校教育で取り組まれることについては教育課長をもって答弁いたさせます。

副議長(土門勝子君) 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長(佐藤啓之君) 先ほどご質問ありました自治体がウッドスタート宣言をするには木育キャラバンのほか誕生祝い品事業などの全7項目の事業を実施する必要がありますので、そちらのほうは教育委員会の所管外となりますので、私のほうからは現在町内の小中学校で行っております木育関連の取り組み等について幾つか事例を紹介させていただきたいと思っております。1つがクロマツ、特に砂防林の保全に関する講話として佐藤藤蔵親子の学習などがあります。また、松の植栽作業や枝打ち作業、児童と保護者による森林の下草刈り、松くい虫の防除学習、図工や技術での木材を使ったメッセージボード、オルゴール、花台、写真立て、本棚などの作品づくりなどがございます。このように学校教育の現場においては、これまでもさまざまな木育に関連する取り組みを行ってきておまして、今後新たな取り組みは特には計画はしておりませんが、まずは活動ありきにならないよう狙いを明確にしながら取り組んでいきたいと考えているところであります。木材を使用した教材の利用にとどまらず、町内の総面積の約66%を占める森林の自然環境を生かしながら木育を体験的に学ぶことを大切にして、木育に関連する取り組みを今後も継続していきたいと思っているところであります。

以上です。

副議長(土門勝子君) 4番、筒井義昭議員。

4番(筒井義昭君) それでは、元町の新庁舎建設と同時に進めなければいけないと私は考えているところの元町の元気再生についてお尋ねしたいと思っております。演壇答弁ではどちらかというと空き家活用と空き店舗活用について答弁いただいたのではないかなと思っております。その中でお聞きしたいのは、ご説明願いたいのは答弁の中にあつた町の再販支援事業の実施計画ともう一つ、創業、起業し店舗を借りる際の家賃補助制度について取り組まれる、そしてそういうふうな計画を進めていくというような答弁であつたわけですけれども、非常にこの空き家と空き店舗の活用に関してもう一歩前向きな計画、そして事業の展開を図られていることは大変うれしいことだ

と思っていますけれども、町の再販支援事業と店舗の家賃補助制度についてご説明願います。

副議長(土門勝子君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) お答えをいたします。

山形県と、それから県の住宅供給公社と、あと本町が連携をして取り組んでいる事業内容について説明をしたいと思います。買い取り再販モデル事業というのと町の再販支援事業という2つの事業がありまして、これらの事業はいずれも人口減少対策、それから空き家の増加など町が直面するその町づくりに関する課題を県と公社と町が連携して取り組む事業となっております。

1つ目の買い取り再販モデル事業でありますけれども、空き家再生リノベーションプロジェクトという事業名で県住宅供給公社が昨年の12月中に十日町市内の空き家を買収しまして、ことしの3月には実施設計、それから4月から7月までに工事を行いまして、8月ごろをめどに移住者や子育て世代を対象に販売を予定している事業でございます。もう一つ町の再販支援事業につきましては、町が空き家の土地、建物を寄附を受けまして、県住宅供給公社が解体し、跡地を宅地分譲、広場等々として活用していくということで老朽空き家解体促進のための事業でありまして、平成30年の10月に行った空き家実態把握調査をもとに空き家を寄附したい所有者への事業周知しまして、平成31年度から進めていく予定の事業であります。

あと、もう一つ。創業、起業した場合の家賃補助の関係でございますけれども、今現在企画が行っているものとしたしましては、空き家再生地域おこし事業で、この事業の中で経営が軌道に乗るまでの3年間、家賃を全額補助していくという事業であります。第1号店であります和田のわだやにつきましては、IJUターン促進協議会においてこの家賃が4万円という家賃になってございますので、この金額を3年間補助しているという事業内容でございます。

あと、ほかに産業課サイドでも補助事業がありますので、そちらのほうは産業課長のほうから答えていただきたいと思います。

副議長(土門勝子君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

まず、今企画課長のほうからあった産業課分の創業店舗の家賃の支援補助金でございますけれども、30年度から新設されたということで、この制度においては町内において賃借によって店舗を開設して小売業、理容業、飲食業等創業する小規模事業者に対して店舗の家賃について補助金を交付するという事業でございます。賃貸契約をした日の属する月から最長で1年、12カ月間について10万円を上限として交付をさせていただいているという事業でございます。

以上でございます。

副議長(土門勝子君) 4番、筒井義昭議員。

4 番(筒井義昭君) こら辺の支援策というのは、今までやはりなかなか講じづらかった。いわゆる導入しづらかったことを県のほうの団体、住宅供給公社というのですか、そこと連携しながら町独自としてはやれなかったのだけれども、その事業に認定されることによってやりやすくなって一歩踏み出せるということは、やっぱり一歩も二歩も前進した事業なのではないかなと高く評価させていただきます。いいあんばいに行くことを願っております。

次、移らせていただきます。空き家活用のほうは終わりました、交通対策のほうに移らせていただきます。町は、路線バス撤退した平成25年11月よりスクールバス、いわゆる中学生、小学生が乗っている通学に利用していると

ころのスクールバスに町民が無料で混乗できる、無料で同乗できるという施策を展開したわけですが、どのぐらいいるのだろうかなどと数値出していただきました。やはり2次交通、代替交通がない地域においてはスクールバスに同乗している町民の方々もいらっしゃるということ把握しました。しかしながら、やはり町全体としてはあのスクールバスに町民が乗ってもいいのだよ、そして気軽に乗れるような周知とやはり施策というのがまだまだなすべきことがあるのではないかなと思うのですけれども、スクールバスへの町民の混乗というか、同乗できるための周知というのをこれからいかに図っていかれようとしているのか、これは教育課のほうから答弁願いたいと思います。

副議長(土門勝子君) 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

先日議員のほうから、このスクールバスに一般の方が何人乗っているのかというご質問をいただいておりますので、それを担当のほうから調べてもらいましたが、その回答では今現在9路線運行しております、昨年の4月から先月の2月までの状況でしたけれども、その間延べ9万1,000人ほど一般の方が混乗されていたようであります。日曜日や運休の日を除きますと1日平均の利用者数が約300人という形になりますので、1路線当たりになりますと33人ほど。同じ人が上り便、下り便を利用した場合には最少で15人程度が利用しているのではないかと推察をされます。混乗数を上げるための周知についてでありますけれども、スクールバスについては基本的に小中学校の児童生徒を優先して乗車をさせておりますし、現状の時刻表についても児童生徒に合わせた運行となっております。ですので、一般の方々にはなかなか利用しづらい時間帯になっているのではないかと考えられますが、一般の方々の利用については産業化のほうで行っておりますデマンドバスの運行等がございますので、そちらをできれば利用していただきたいというわけがございますが、まずはスクールバスの時間帯でも利用できる一般の方々については何とか乗っていただきたいというところでありますので、周知については毎年3月と10月に時刻表、広報のほうに折り込みで全戸配布しておりますので、その一部にちょっと小さくなるのですけれども、一般の方も無料で乗車できますということは周知はしているところであります。まだまだ小さい見出しではありますので、その辺は検討の余地がございますので、検討していきたいと思っております。

以上です。

副議長(土門勝子君) 4番、筒井義昭議員。

4番(筒井義昭君) 乗っている人たちからお話を聞くと、どういうときに乗るのというやはり通院だと。通院にちょっと時間は早いだけでも、病院の待ち時間でまだ病院の待合室で1時間も待たねばならないけれども、やっぱり便利なものから乗せていってもらおう。そして、偶数月の15日以降、いわゆる年金が通帳に納まるときに金融機関に出てくるためにいわゆるスクールバスを使う。そして、通院されている方は前もって帰りはデマンドのほうを予約して帰られるというニーズは確かにあるのです。ですから、やはり乗りやすいような仕掛けづくり、そして周知のあり方というのがあるのではないかなと思います。これは、今後の課題であるかと思えます。

次、移らせていただきます。優しい町、演壇ではユニバーサルデザインによる町づくり、新庁舎は基本計画にしてもユニバーサルデザインで取り組むのだ。いわゆる言語、国籍、年齢、そして障がいがある、なしを含めいわゆるバリアフリー化を図る。ソフトの面でもハードの面でもバリアフリー化を図るというのは、庁舎は間違いなくそのようになされるわけです。庁舎から始まり、周辺の元町にかけて歩道とか横断歩道の部分をしっかりとバリアフリー化していく、それがユニバーサルデザインであるのではないかなと思います。先進地の事例としては市民、県民、町民

に優しい町づくり条例というのを制定して取り組んでいる自治体もあるわけです。山形県にもこのやさしいまちづくり条例というのがございますし、米沢のほうでも取り組まれているみたいですが、やはり建物と建物、ポイントとポイントをつなぐ、いわゆる道路、歩道を担うところの地域生活課長からこのユニバーサルデザインを意識したところの元町の町づくりということに関して答弁いただければありがたいと思います。お願いいたします。

副議長(土門勝子君) 畠中地域生活課長。

地域生活課長(畠中良一君) お答えいたします。

町なかのユニバーサルデザインへの着手というようなご質問だったように思います。全ての人に優しい町づくりを実現するため、ユニバーサルデザインの考え方に基づく町づくりの推進は必要不可欠であると考えられます。ユニバーサルデザインは、今議員もおっしゃったとおり障がいの有無に関係なく全ての人を使いやすいように製品、建物、環境などをデザインすることです。町では新庁舎改築事業に着手しておりますが、その中でもユニバーサルデザインの考え方を取り入れられているものと思われれます。新庁舎改築に合わせまして、平成31年度からは庁舎建設予定地の南側に町道新設の設計を予定しておりますが、そこでユニバーサルデザインを考えたときに例えばでございますけれども、例を挙げますと例えば傘を差した人がすれ違いのできる歩道の幅員を確保するとか、またはポケットパーク、休憩場所を設けるとか、または施設の現在地、駅やバス停の場所がわかる案内板を設置するとか、また側溝等のふたあるわけですが、側溝のふた板でございますけれども、側溝のふたは車椅子のキャスターやつえ等が落ちない、はまらないような形のふた板を設置するとか、また段差のない、平坦な歩道にするなどさまざまなことが想定されようかと思えます。

しかし、環境だけを整備しましてもそれを利用する人たちの配慮や理解がなければ本来の機能が発揮できないこともございます。ユニバーサルデザインの考え方を反映した整備を進めるためには利用者の視点に立って意見等を伺いながら計画することが重要ではないかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

副議長(土門勝子君) 4番、筒井義昭議員。

4 番(筒井義昭君) そうなのです。やっぱり庁舎周辺、庁舎を含めて、庁舎の駐車場含め、庁舎周辺というのはユニバーサルデザインで進められる、そこからです。そこを核としてどんどん、どんどん図書館のほうへ、生涯学習センターのほうへ、体育館のほうへ、子どもセンターのほうへ、また町なかのほうにと、このユニバーサルデザイン化を進めていく。やはりさまざまな地方に行って、歩いていて、そしてこの町はいい町だと思える町というのは、これはユニバーサルというものを意識しているか、していないかわからないけれども、しっかりとバリアフリー、ソフト面でもハード面でもなされている。そこを歩いているとどういふわけだか無意識でもこの町はいい町だと思える、そういう仕掛けづくり、そういうふうなコンセプトというのは非常に大事なのではないかなと思えます。

次、移らせていただきます。これは、町に住む人間にとっても遊佐町に初めておいでいただいた人にとってもいわゆる案内表示、そして町を回遊できるような、周遊できるような仕掛けづくりというのは大事なのではないかなと思えます。そういう意味では案内板の設置、誘導するための仕掛けづくりというのがやっぱり取り組まれるべきだと思えます。庁舎が役場の東側に建つと前回の議会でも話させていただいたのですけれども、川の流れが、そこに遊歩道が設置されている。その遊歩道をたどれば町なかにも入っていくことができる。そこら辺をアピールできるような案内表示の設置というのが求められると思うのですけれども、いかがでしょうか。

副議長(土門勝子君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) お答えをいたします。

例えば初めて遊佐駅におり立った人がこの駅前の元町で何をしたいのかということ考えたときに特段有名な観光地ではありませんので、初めから100%観光目的で訪れているということはちょっと考えにくいのではないかと思います。電車待ちでの時間のある方や用事のついでに散策する方はいると思いますけれども、役場が新しいから、住宅地が新たに造成されたからということで来訪者の回遊を期待することはなかなかできないのではないかとこのように考えております。やはり他の地域にはないものやおいしいもの、おもしろい何かがないとまた訪れたいと思っていただくことはなかなかできませんので、それらの開発等をする必要があるのではないかとこのように考えております。

しかし、ご指摘のとおり公共施設等に至る案内表示板というのは決して十分ではありませんし、統一されたデザインでの案内表示板設置というのも一案であると思われるので、おもしろいアイデアがないか、観光協会等々とも相談しながら考えていきたいというふうに考えているところでございます。

副議長(土門勝子君) 4番、筒井義昭議員。

4 番(筒井義昭君) これは、先ほども言ったように空き店舗を活用したところのショップの開設等も含めてなのですが、やっぱり遊佐町を売り出すテーマを絞り込まなければいけないと思うのです。そういう意味では遊佐町のテーマというのを私だったらまずは鳥海山、次に湧水、その次に人、その次に食、この4点ぐらいにしっかりと絞って、そこを誘導する仕掛けづくり。遊佐町の湧水の中でもごうごうと噴き出している湧水がございます。どこの湧水とは申し上げませんが、そこもネット上で非常に有名になっています。あそこ結構いいよ、山のほうに入っていなくても便利だし、すごい量で湧水が噴き出しているよというふうな事例がネット上を飛び交っております。そういう意味では湧水の散策コースをめぐるパンフレット、そして案内表示というのがなされていると思うのですが、そこからもう一步踏み出した形での案内表示を整備していくということはこれからの遊佐町にとっては重要なことであると思います。

次、移らせていただきます。町の木育の取り組みについて2問目として質問させていただきました。進捗状況を考えれば、3年前、1年前とそんなに変わらないのかなとは思いますが。

ところで、3月6日、遊佐町立学校適正審議会より、先ほど1番議員のほうからも話がありましたけれども、最終答申が出されました。全小学校、2023年度に統合する。それは、最終答申であります。これから教育委員会のほうでもんだ上で、そして最終的な判断がなされると思うのですけれども、そのとおり最終答申どおりにいくとしたならば4校が空き校舎になる予定になる。そうすると、次のその空き校舎をどのような活用をしたらいいのか。先ほど町長からも話がありました。教育長から話がありました。その参考事例として先ほど言ったNPOが取り組んでいるところの由利本荘市にある国の文化財になっている鮎川小学校という小学校を利用した鳥海山おもちゃ美術館というのがあるわけです。そこにはおもちゃ美術館以外に雪国民俗資料館とか、ちょっとした会合ができる講座室等も併設されている大変すてきな場所です。昨年の7月にオープンして入館料800円徴収しているにもかかわらず、5カ月で5万人、土日だと1,000人ぐらい入館者がいるという魅力的な施設でありますので、教育委員会サイドでもぜひこの鳥海山おもちゃ美術館を参考事例、先進事例として視察し、学んでいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

副議長(土門勝子君) 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

本当にいいご提案をいただきまして、ありがとうございます。木育関係で先ほどご質問もありましたので、ネットのほうで私も由利本荘市の鳥海山木のおもちゃ美術館というものについては拝見をさせていただいて、空き校舎のよい活用事例かなと思って見ていたところではございました。ただ、先日適正整備審議会で先ほど来2023年度に小学校を一つにという答申をいただきましたので、来年度早々には統合小学校に関する準備委員会なるものを立ち上げ、さまざまな課題等について協議していくことになるかとは思っております。並行して今お話ありました4つの校舎が空き校舎になってしまうということになりますので、その後の小学校の活用についても一緒になって考えていくことになると思っております。ただ、それには各地区の住民の意向が非常に重要と考えておりますので、まちづくり協会を初め、各団体の代表者と町のほうが連携して取り組んでいかなければいけないと思っております。今後も統合する小学校の準備委員会や旧校舎の活用検討委員会なるものが多分立ち上げられるかと思っておりますので、その中で検討させていただきたいと思っております。まずは、由利本荘市のこの活用例もいい事例とは思っておりますので、委員会の中でそちらのほうに視察をというお話があればそれも可能かなと考えているところであります。

副議長(土門勝子君) 4番、筒井義昭議員。

4 番(筒井義昭君) これは、鳥海山おもちゃ美術館みたいなものを遊佐町につくってくださいよって言うわけではないのです。非常に空き校舎を活用した見るべき施設であるので、お勧めしたわけで、これやっぱり空き校舎が発生した際やっぱり住民とのコンセンサスというのが第一なのだと思います。住民とのコンセンサスを得ながらやっぱり活用方法を決めていくということは重要で、何よりも重要な第一義であると私も考えています。

次、移らせていただきます。3月4日に開催されたウッドスタートで遊佐町を元気にという演題で開催された講演会にご参加されていた2人の課長にあのときの感想とご所見を伺いたいと思います。まずは、産業課長。県、国の緑環境税が導入され、やまがた木育が推進されている状況において木を育て、木を使い、木の商品化を含めた産業としての木育をいかに推し進めていこうとしているのか、ご所見を伺いたいと思います。

副議長(土門勝子君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

木育という視点、いろんな視点あると思います。環境、文化、暮らしへの利用、教育などさまざまあるわけですが、3月4日の講演会におきましては経済を活性化させる木育という視点でのお話もあったところがございます。この内容を申し上げますと、地域産材を使った木の玩具ですとか、木製誕生日品などの木工品を大都市圏に出荷することで林業者、木材加工者の活性化をさせるという内容でありまして、事例としましては埼玉県秩父市は東京都豊島区と提携してこうした事業を行っているという事例の紹介がございました。こうしたシステムを構築していくためには林業者、製材者、木工加工者、また行政などしっかりと連携をして行っていくということが重要ということでありましたけれども、なかなかこの今のシステムを賄える、一つの自治体でこのシステムを賄えるという自治体は少ないという、全国でもそういう状況でございました。そのため近隣市町、広域的に取り組む必要があるよという内容のお話もあったところがございます。これを遊佐町に当てはめると、遊佐町の地域産材を使おうとしてもなかなか取り扱い製材所がないということで、木工品なんかは秋田県から材料を仕入れたりしている場合があるということも挙げられますけれども、近隣市町と広域的な役割を持たせながら連携して行うことで課題解決になるのではというアドバイスもいただいたところがございます。納品先についても各自治体、それぞれ首都圏とつながりを持っている区等があるわけがございます。遊佐町の場合は豊島区というところがございますけれども、

そうしたつながりを生かしまして、都内の例えばウッドスタート宣言をした企業、保育園などと提携するチャンスは十分にありますよというお話もいただいたところでございます。遊佐町では積み木やパズルなどがふるさと納税の返礼品になっていること、お話をしましたところ、それはすばらしい取り組みだと。そこまであるならウッドスタート宣言をしていなくても十分下地はあるのではないかというお考えも聞かせていただきました。そういったことも加味しまして、経済活性化のためにこういった木工品を遊佐町、それからふるさと納税だけではなく、首都圏と日本全国に広める手段として活用していくということも、そういったご意見も伺いながらそういったやり方もあるなということとで今後検討させていただきたいというふうに思ったところでございます。

以上です。

副議長(土門勝子君) 4番、筒井義昭議員。

4番(筒井義昭君) ぜひご検討のほどよろしく願いいたします。

健康福祉課長にお伺いいたします。ファーストイの導入も含め、県で進めている保育現場での木育インストラクターの養成に関して、つい先日も報道されておりましたけれども、この木育インストラクターの養成に関し、町の取り組みをお伺いしたいと思うのですけれども、よろしく願いいたします。

副議長(土門勝子君) 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長(高橋 務君) お答えをいたします。

木育インストラクターにつきましては、いわゆる屋外での活動ですとか、そういったところの指導をいただくというふうなことのようにございます。保育園におきましては、今また子育てに関するいろんな課題がありまして、そういった意味では保育のスキルをアップするということでの研修には順次職員から参加をいただいております。木育インストラクターの、その中には今現在はそういった研修を受けるというふうなことは入っておりませんが、今後町民の方でそういった研修を受けたという方が出てくればまた保育園の中で活用していきたいというふうに思っているところでございます。

副議長(土門勝子君) 4番、筒井義昭議員。

4番(筒井義昭君) 私が何ゆえ本議会においてこの木育というのをこういうふうに取り扱わせていただくかと申しますと、安くて成形しやすいがために石油を原料とした製品が氾濫し、安価な外材の輸入により森と水の国とも言える日本の木の文化が衰退していることを私は心から危惧しているからです。今こそ木育の推進がなされなければいけない、森と水の国の民なのですから、最後にやまがた木育推進方針の中でやまがた木育とはという一文がありましたので、ご披露させていただき、私の一般質問を終えたいと思います。やまがた木育とは、森や自然の大切さを学び、森や木の文化を見詰め直すものです。そして、森や自然の恵みに感謝し、自然との共生の文化を理解、共感できる豊かな心を育み、森とのきずなを深め、暮らしの中に木を生かしていくことです。

終わらせていただきます。

副議長(土門勝子君) 教育課長より答弁の訂正がありますという申し出がありましたので、許可いたします。

佐藤教育課長。

教育委員会教育課長(佐藤啓之君) 先ほどスクールバスの混乗について答弁させていただきましたが、数値に誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。先ほど申し上げた混乗の大人の人数につきましては間違いで、全ての人数を小中学生も含めた全ての人数でございまして、余りにもちょっと私も多いなと思いながらも答弁させていただいたのですけれども、訂正をさせていただきます。大人の乗車の人数でありましたが、月平均にし

ますと202名、全路線加えて202名ということですので、1路線あたりは22名ということになるようでございます。

なお、デマンドバスと申し上げた点もデマンドタクシーの間違いでありますので、あわせて訂正をさせていただきます。

副議長(土門勝子君) これにて4番、筒井義昭議員の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩いたします。

(午前11時55分)

休 憩

副議長(土門勝子君) 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

(午後1時)

副議長(土門勝子君) 8番、佐藤智則議員。

8 番(佐藤智則君) 若干前置きをさせていただきます。先ほども町長もきょうの天気、午前中始まったところは雪が降っていました、ぱらぱらと。そんないわゆる三寒四温という状況の今時節かな。その中で自分は毎年この3月の定例議会始まると必ず思い出すことが1つあるのです。これは、10年ほど前の3月定例会になりましょうか。実は、やはりこの三寒四温の梅の花がもう間近に咲くのかなという状況において、では梅の句をちょっと引っ張り出してみようということで、江戸初期の俳人である服部嵐雪という俳人の「梅一輪 一輪ほどの 暖かさ」というのを紹介したことがありました。そのときの町長が、私と別に俺そういうふうな紹介したから、おまえも紹介せよというようなことは言ったことは一切なかったのですが、即返してくれまして、それは良寛上人の歌でありました。恐らく良寛上人が晩年、最期に近いころの歌だと思いますけれども、こういうのであります。「形見とて 何か残さむ 春は花 夏ほととぎす 秋はもみぢ葉」という晩年の歌だそうでございます。このようなことからしたときに、ああ、こつしも3月定例会になったな、そんな思いでこの壇上に思い出しながら上がらせていただいております。

では、本題に入ります。藻場について、文献によれば日本の藻場は高度経済成長とともに減少し始め、各地で藻場の保全、再生を目的とした藻場造成が行われてきました。しかし、昭和53年から平成10年の間に6万2,000ヘクタールの藻場が消滅し、この傾向は現在も続いている状況にある。また、埋め立てなどの直接的な地形改変や、磯焼け、海流、海水温の上昇等も要因の一つとされている。沖縄県の辺野古埋め立てもこの一例ではないだろうか。藻場は、アワビ、サザエ、ナマコなどの重要な生息漁場である。また、藻場は多くの生物の産卵場、隠れ場としての機能、稚魚の保育場としての機能等があり、藻場が減少することは水産資源はもとより沿岸環境にも大きく影響すると考えられている。このようなことから藻場の造成はたやすいことではないと理解しつつも我が町も数年来の取り組み事業であり、遊佐町海づくりの会、皆さんの果敢な活動を称賛し、今後の継続的活動に期待したいと思っております。これまでの事業進捗について町の評価をお聞きします。

次に、岩ガキ増殖礁について。その昔、昭和の時代、岩ガキといえば吹浦や遊佐の魚屋で木箱に入って店頭で売っているのがカキであった時代を思い出すが、今や観光客が道の駅等で店頭に並んでまでもカキを食べていく時代である。有限の資源であり、店頭に並ぶには4年から5年を要すると言われ、自然岩礁プラス人工構造物、ブロックやテラポットなどで人工岩礁を形成する栽培漁業の時代と言える。言いかえれば育てる沿岸漁業の時代

なのであります。そこで、町が言われる増殖礁とはどのようなものなのかお聞きします。

次に、町道の整備促進についてであります。過年度において社会資本整備に係る国の政策方針も厳しく、順当な整備計画の推進ができにくい状況がありましたが、昨年の12月に町道畑西線の改良工事が畑集落の端より東回り県道までの区間が完了し、いよいよ町道改良工事及び広畑橋かけかえが見えてくると地域住民は見守っております。今後の年次計画はどのようになるのか説明を求めます。

最後に、橋梁修繕について尋ねます。平成31年度の橋梁長寿命化修繕計画は丸子橋の修繕計画であり、どんな工事になるのか、また丸子集落は高瀬川両岸に民家があり、日常往来はどうなるのか尋ね、壇上からの質問といたします。

副議長(土門勝子君) 時田町長。

町長(時田博機君) それでは、8番、佐藤智則議員に答弁をさせていただきます。

第1点目の水産基盤の整備事業についての質問でありました。遊佐町の夏の味覚を代表する岩ガキにつきましては、年々漁獲量の減少が危惧されており、平成30年の吹浦漁港の岩ガキ水揚げ金額を10年前の平成21年と比較しますと、21年の4,100万円から30年の1,640万円と10年前の40%まで減少してきているところであり、岩ガキ資源の減少の主な原因は、需要増に伴う漁獲量の増加や流砂堆積による漁場の消失とされているところであり、過去においても県事業による漁礁設置事業が実施されてきた経過がありますが、流砂堆積の影響が殊のほか大きく、期待した効果が上がっていないのが現状のようであります。今回の漁礁設置事業については、こうした経過を踏まえ調査測量を実施中ですが、現在のところ漁礁の設置箇所を流砂影響の少ない女鹿地区の海域を予定しているところであります。事業概要については、29年度から31年度に測量調査を進めながら基本計画及び実施設計を策定し、工事施工は1年間の前倒し事業になったことから、31年度に増殖ブロック礁の陸上製作を完了した後平成32年度と33年度の2カ年で海域への設置工事を施工する予定になっております。増殖礁設置事業については、十分な増殖効果が得られるように県と綿密に連携を図りながら早期の完成に向けて進めてまいりたいと考えております。

2つ目の質問でありました町道の整備促進及び橋梁修繕について、畑西線等の質問でありましたが、広畑橋かけかえ事業及び町道畑西線改良事業については、広畑橋かけかえ事業は平成25年度より事業化し、平成27年度に詳細設計、平成29年度に用地取得を実施するなど計画的に事業を進めてまいりました。第8次総合発展計画第2期実施計画に基づき、平成30年度からの工事に着手する予定でありましたが、社会資本整備総合交付金の内示がなかったために工事ができない状況となりました。

また、橋梁長寿命化計画の町内の120橋についても、第1次の事業が西浜橋の改修事業でありましたが、これについても6年を経過してまだ完成しないということでなかなか国の事業予算がついてこない、大変な苦勞をしているところでございます。平成31年度も引き続き交付金事業を要望しておりますが、今年度も厳しい内示状況が続くと予測されるため、事業完成予定は平成35年度以降になる見込みであります。

また、広畑橋に関連する町道畑西線道路改良工事も同様に平成25年度より事業を進めてまいりました。当路線につきましては、当初の計画どおり平成30年度に着手し、一部完成を見ております。事業の完成につきましては平成33年度を予定しております。

次に、丸子橋でございますが、丸子橋は、1級町道、松山、丸子、下当線の丸子集落に位置し、庄内高瀬川にかかる橋梁であります。本橋梁は、昭和8年に竣工し、上部工は平成8年に全径間の木橋部のかけかえが行われて

おります。丸子橋の修繕計画でございますが、町の実施計画に基づき平成30年度に設計業務委託を発注し、平成31年度には補修工事を予定しております。なお、設計業務委託につきましては昨年12月に完了し、来年度に行う補修工事の方針についておおむね決定しております。補修工事に当たりましては、交通規制が必要な箇所であることから、住民への皆様への周知を図りながら安全管理を徹底し、工事を進めてまいりたいと考えますので、ご協力をよろしくお願ひしたいと思っております。

以上であります。

副議長(土門勝子君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) 今藻場事業の遊佐町海づくりの会の事業評価についてということでのお尋ねもありましたので、町長の答弁補足させていただきたいというふうに思います。

藻場再生保全事業につきましては、平成21年度に国の環境生態系保全対策事業を受けて取り組んだものでございまして、発足当初は吹浦地域藻場保全活動組織という漁業者を中心とする組織が実施主体となって行ったものであります。実施箇所は小波間海岸と言われる女鹿地内の磯場、約3.5ヘクタールの海域で再生事業に取り組んだものです。その後平成25年度より国の環境生態系保全対策事業から水産多面的機能発揮対策事業に変わりました。実施主体も遊佐町海づくりの会ということで組織改編をして、実施箇所、小波間海岸に加えまして、親なる藻、母藻といいますけれども、母藻を育てる箇所として鳥崎海岸の1.5ヘクタールを選定して現在に至っているものでございます。実際の事業実施年度は22年度から始まっておりまして、来年度で10年目を迎えるということになっております。事業の経過、いろいろ試行錯誤を繰り返して行った事業でございまして、単年度の一年一年のいろいろな経過があるわけでございますけれども、時間の関係もございまして、29年度の活動実績報告が出ておりますので、そちらのほうからこの取り組みについて評価を申し上げたいと思います。まず、この遊佐町海づくりの会の保全活動の目標というのは、女鹿の小波間海岸と鳥崎海岸の藻場造成をすることによりまして、ハタハタ定置の漁獲向上と魚類の産卵育成場づくりを目指した大型海藻の造成でありました。3.5ヘクタールの海域で実施している小波間海岸においては、北、中央、南の3つのエリアで海藻の生えていなかった岩盤においてホンダワラ類の大型海藻の被度が年々増加しているということが確認されています。これは、母藻設置後のウニでありますとか、巻き貝の食害生物除去、定期的なモニタリングの結果、定期的に行った成果であると考えております。モニタリングによる被度調査という、いわゆるどのぐらい生えているかということ調査しているのですが、植生が全く見られないものをゼロ、いわゆるコンクリートブロックを沈めていますけれども、それが周りの海底面より植生が少ない状態を1としまして、海底面より投入したブロックに海藻がついていることが多い場合は被度2ということ。それから、海底面がほとんど見えないほど繁茂しているという場合は被度3というような数値で観測しているということでございます。エリア内12カ所に区分しまして、そのモニタリングを10年間、活動しながら続けてきたところ、29年度においては小型海藻、アカモク類ですけれども、小型海藻では被度ゼロ、生えないということは全くないということになりまして、1が1カ所、2が5カ所、3が6カ所ということになりました。大型海藻ではゼロが5カ所、1が6カ所、2が1カ所という結果になっております。大型海藻がまだ定着していないことは課題にはなっておりますけれども、小型海藻においては全部のコンクリートブロックに植生が見られるまでになってきているということでございます。また、自生した海藻には多くのハタハタの卵が産みつけられているということが確認をされております。このような結果から近年の全国的な藻場消失、磯焼け現象が続いておりますけれども、この場所においても昭和40年代以前の非常に繁茂していた藻場まで再生するということは非常に困難でありましたけれども、試行錯誤の結果、自生

藻場の再生に結びついたことは海づくりの会の活動は藻場再生への実証試験的な意味で成功したものと考えております。また、漁場として藻場再生は今般の県事業による藻場礁の設置など大規模な取り組みが必要でありま
すけれども、その先導的な役割を担ったものと思っております。

以上であります。

副議長(土門勝子君) 8番、佐藤智則議員。

8番(佐藤智則君) 冒頭町長から藻の件も伺っておったものが説明がございませんでしたものですから、あれっ
と思っただけでも、課長がフォローしていただきました。いろいろ佐藤課長から藻の現状、それからある意味では
歴史とでもいいでしょうか、説明がございました。町長からはいわゆる岩ガキの岩石礁なるものはこういうものだ
と。その中でです。まず、藻から入りましょう。自分もたしかこれを見たなと思って、というのは広報ゆぎに2ページ
ぐらい費やして載ったことがあるのです。ずっと捜してみました。そしたらば2015年11月の1日号に遊佐町海づくり
の会のことが2ページにわたって掲載されておりました。ああ、これなのだって私もあれを、写真といろいろ記載さ
れている文字を見ながら感動しました。藻場再生への格闘記事が掲載されております。今私が申し上げた
2015年11月1日号です。平成21年度から始まった藻場保全事業であるが、艱難辛苦を乗り越えて岩をも貫通す
る一年であつたらう、そういったものが伝わってくるねと、そんな思いでありました。その以後、平成25年からは
女鹿の海岸のほうと鳥崎にも入りました。この25年から鳥崎にも入って、最初のころはなかなかつかない、母藻を
入れてもつかない、こんな状況で大分苦労なさつたようですけれども、25年以後、いわゆるこの母藻を、ちょっと
町長には見えない、広報の写真なものですから、それ見たときに今までと違って21年度から始めた状況と違つ
て、25年度からこのアカモクを鶴岡のほうから持ってきて、それを束ねて、それをブロックに束ねて沈めて海中に
入れた。それをずっとやってきたときにいわゆる自生をするようになってきたのです。ああ、これはやったと思つて
記事を読みました。そういったことからしますと、私もこのことに、自生することになったことに対してこの海づくりの
会の皆さん方には賛美と敬意を表したい、本当に頑張つたねと申し上げたい、そんなふうに思います。

そこで、一つ一つ確認しますけれども、3つほど。恐らくさっきの説明の中で入っているから、聞くまでないのかも
しれませんけれども、母藻はアカモクの1種類のものであつたのか、それともほかの何か海藻といわゆる複数種で
やったのか、ちょっとその辺わかりませんものですから、教えていただけますか。

副議長(土門勝子君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

鶴岡市の小波渡海岸から移植する際につきましては、アカモクはメインでありましたけれども、ヨレモクでありま
すとか、あとホンダワラ類もやはり大型海藻必要だつたこともあつて、そういった海藻もまず移植というか、運搬を
させていただいて投入したということになります。

副議長(土門勝子君) 8番、佐藤智則議員。

8番(佐藤智則君) 今お話をいただいた中でも3つあります。アカモクも入れれば3つ。そこで、もう一つ。では、
藻が自生しているようになって25年度以降ずっとご努力を重ねていただいて、自生するようになって、それで課長
からもお話あつたようにつきのいいところ、悪いところ、いろいろ報告ありましたよね。そういった状況において自生
するようになったところなんかには以前と違って魚とかアワビとかサザエとか、そういったものが、あつ、海藻が自
生し始めたということであるようになったとか、そういった変わった状況はやっぱり生じたのですか。

副議長(土門勝子君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

このまず小波間海岸のエリアなのですけれども、やはりこの場所、今女鹿のバスの転回場になっている岬の下から湾状に三崎のほうに向かう、湾の状態の部分ですけれども、やはり設置したところでばらつきがあったというのは見られました。成育にばらつきがあったということは、やはり湾の中央部が一番うねりが寄せられて、冬場波高が高くなるということでやっぱり砂などの出入りがうねりに伴ってかなり激しいということで、なかなか成育しないという場所になっておりました。今いろいろそういったことで母藻を投入して事業を行ったわけですが、最初はやはり成育しても食害生物と言われるウニですとか、巻き貝、そういったものが要は食べに来て、余りそういった冬の波浪にもまれて、生えても食べられるか、流されるかという状況でなかなか効果があらわれなかったのですが、今議員おっしゃられました25年度よりいろんな方法で母藻の設置を行いました。1つは、今までロープでつるしていたものをおもりがわりに栄養塩を含んだコンクリートブロックにつけたまま海中に投入してやるというような方法も行って、やったのですけれども、そしたらやはり食害生物に負けない、やっぱり繁茂状態になったということでそれに伴って少しずつですけれども、モニタリング時にその海藻に魚が寄りつくという状況が見られてきたという状況でございました。

副議長(土門勝子君) 8番、佐藤智則議員。

8番(佐藤智則君) そこのです。自分もいろいろこの参考資料見てみました。せっかく懸命に藻を生やそう、そういったご努力をなさっても、生えてきた尻から食害があって、なかなか状況が好転しない、そういったことが全国的にあるのです、例が。だけれども、それにも闘わなければいけない。例えば北海道なんかだってもうとんでもない、ウニの大量発生で藻なんていうものがないと。これだけふえてしまったというような、何か真っ黒い、海底のそこが真っ黒なのです。そのぐらいびっしり異常発生したというような事例なんかもありますし、そういうようなことからしますと私はさっき壇上で昔はカキというものは魚屋の店頭に並んでいるのがカキなのだと話しましたが、やはりあの時代は海藻なんか、ホンダワラなんかもいっぱいありました。そう課長からも説明あったように、あれはもうハタハタには絶好の産卵場なのです。ちょっと荒い波なんか来てホンダワラがちぎれて、そうすると波打ち際にこっちの言葉で言うところのつぼかっているんです、こうやっていっぱい。そういった子供のころの浜に、磯場に遊びに行ったころの状況が思い出されますけれども、食害だけではなくにそういったことの害も、せっかくあれだけいいアカモクとか、ホンダワラが生息してもちぎれてしまって、もう大量に流されるというようなことなんかもあったし、難しい、難しい問題なのだな。

そこで、課長には釈迦に説法であるかもしれません。環境活性コンクリートというのはご存じですか。

副議長(土門勝子君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

先ほど少し触れましたけれども、いろんな栄養塩を含んだコンクリートということで藻場再生でありますとか、いろんな各地で使われているコンクリートブロックであると認識しております。北海道なんかではコンブの漁場を再生するために鉄鉱石を砕いて中に練り込んだもので鉄分をもって成功したという事例もありますので、そういうブロック礁であるということでは認識しております。

副議長(土門勝子君) 8番、佐藤智則議員。

8番(佐藤智則君) では、私は違った環境活性コンクリートのお話ししましょう。というのは、どういうものなのか、これはコンクリート業界の製品、販売、施工等なんかやっている日建工学という会社があるときに食品会社である

味の素からオフナーがあって、コンクリートに味の素を入れたらどういようなものになるだろう、オフナーがあった。ところが、やっぱりこの日建工学の技師の皆さんはコンクリートは土台、無機質。その無機質のものに有機質を入れるということがまず考えられないということで来た、ずっと。でも、これはおもしろいかもしれないということで試行錯誤しながら、例えばこういうようなものを完成させようと思ったら水産学部のある徳島大学にいろいろと聞いてみようかということになって、この日建工学と食品会社の味の素と徳島大学のこの3者でつくられたものがあるのです。それは、どういうものか。いわゆる今私が申し上げたように無機質のコンクリートに対して、有機質のアミノ酸というものを加えたらどうなるか。もう失敗、失敗の連続ということで書いていました。というのは、本来のアミノ酸というものを、有機質を入れたときにいわゆるそこにコンクリートとしての大事な、大事な強度なんかが出てこない。崩れるとか固まらないとか、そういった状況が起こってなかなかそういった狙いどころのものが完成しない。そのときにアミノ酸の一種であるアルギニンというのにたどりついた。ちょっと長くなってごめんなさい。たどりついた。それで、アルギニンを入れたやつを実際に練って、テストピースにつくって入れて、そしてやってみたらちゃんとそのコンクリートの強度も出て、崩れることない、膨らむことない。そういった狙いどころのいわゆる環境活性コンクリートができ上がったというのです。よし、これならということでこの日建工学という会社が2010年に事業化しまして、今や日本ではいろんなところにこういった製品が使われていると言われております。前はいわゆるブロックとか、それからコンクリートのいろんな構造物というのは災害に遭ってはならない。災害を最大限に食いとめるような施設でなければならないとか、災害等に用いられたコンクリートです。ところが、この環境活性コンクリートというのはいわゆるこういうふうに書いています。人にも生き物にも環境にも優しい素材なのだと、これが環境活性コンクリート。それを、ではこういうことに利用したらこれおもしろいねとか、やってみたらこれどうだろうとか、いろんなことの中に海、川なんかにもやったのです。ずっと何年来試験をやっているのだそうです。そのときにこのアミノ酸を入れた例えばブロックとか、テトラポットなんかを川とか海に沈めると藻の発生が普通のブロック、何にも入れない、ただコンクリートだけのブロックとかテトラポットなんかを沈めたのと対比した場合、発生の度合いが、その速度が、藻の発生の速度が5倍から10倍あるのだそうです、アミノ酸入れると。なものですから、これは藻場の再生にはばっちりだといったことから日本全国の中でもそういったことのあるところが、では試験的にやってみようとか、試験的にやってよかったから、やはりこの辺から実質的な対応策を講じようよということでやっているとあるそうです。そんなことでやはりごく普通のテトラとかブロックなんかの場合よりも成長速度が5倍から10倍速い、簡単に言ってしまうと普通のテトラなんかに生息した藻とか、そういうものが1センチ伸びるのにこの環境活性コンクリートを使った場合には5倍から10倍というのですから、5センチから10センチぐらいい伸びるわけです。量的にも3倍になる、そんなデータが出ているということなのです。さっき自分も申し上げたようにこの海藻というのはいろんな海の気象状況によってもう波にもまれにもまれてちぎれる。そういった状況は日常茶飯事にあるのだそうです。さっき町長からも流砂のこともありましたよね。特に遊佐町の吹浦海岸は、吹浦漁港、南突堤を105メートルかな、延ばしましたよね。延伸をした。そういう状況において、これからの流砂の状況というのはどうなるのかまだわからぬ。長く5年だ、何年だということでの調査の結果出ないと、何か正確な調査データというのは出せないのかもしれない。その中で闘わなければいけないというのうんとよくわかる。だけれども、俺のほうはやれない、やったってだめだということでは決していない。そこにチャレンジしたのがいわゆるさっき話したように遊佐町の海を愛する会の人方です。負けてたまるかって、一生懸命挑んできた。その結果が出たのです。ですから、何か魚が食べたり、荒波や増水で藻がちぎれたりしてもこの環境活性コンクリートというものの場合はまた少しずつそのアルギニンというのがまた根元からは切れても

そこからまたこのアミノ酸が放出されてまた出てくるというのです。だから、心配ないと、復活するのだというようなことでもあります。何分にも本当によい事例ばかりで私も読んで、本当かよって正直思いました。だけれども、データですから、その業界のデータですから、それは間違いないでしょう。そこで、また長々とお話ししましたことを課長にお尋ねしますけれども、今申し上げたように環境活性コンクリートの存在は今後の藻場再生の観点からも私は、そういう試験サンプルをとるようなことを町も、県も、しっかりとこの必要性を十分私は感じますから、町も県と取り組みをぜひやって試験サンプルをとって、それでこういうような状況だな、この環境活性コンクリートというのはこういうようなものなのだなということを実質的にやはりやってみる必要があるのだと。本格的にやってみましょうよということはその次の次なのかもしれない、もしかしたら。やるとしたらまず吹浦の海岸でそういったものを投入したらどうなるのだ、試験的にやってみよう。そのサンプルをやっぴりやるべきだと。そう私は思います。町としてどう考えますか。

副議長(土門勝子君) 時田町長。

町長(時田博機君) 平成21年もそうでしたし、山形県の水産担当が非常に我が町の相談にしっかり寄り添ってくれているということは大変ありがたいことだと思っています。この県の協力がなければそのような事業はまず進めなかったということ。もう一つは吹浦の防波堤、南側ですか。105メートル延伸しましたが、今調査しているということで、実はその周辺に岩ガキも果たしてついているのかどうかも含めて、今県から調査をいただいています。流砂の状況、そして女鹿のほうばかりでなくて吹浦の新しく造成した防波堤の延伸の周辺にはどんな状況なのかも今県が一生懸命調査していただいていますので、それら等も非常に町としては県にお願いをしながらですけれども、国の事業を入れていただく努力を積み重ねてまいりたいと思っています。議員が指摘のその海の貧栄養化、非常に水産庁関係の会合でも問題となっております。非常に下水道が完備したことによってきれいな川、そしてきれいな水が海に流れ込むことによって海のなかなか栄養が偏ってしまっているという状況あるのでしょうか。いろいろなアクション、例えば鉄を入れるとか、いろんな形、これまでもやってきましたし、お隣の酒田市ではシートベルトを何か海に入れて、それらをハタハタの卵が着床するのかなどかの実証もやっていたということですが、いろいろな形でまた科学的な力もかりながら、これ町単独でこれやれって言われても、それは物すごくきついわけですから、専門的な知識を持つ山形県からご指導いただきながら、一緒に予算もつけていただきながらこれまでやってきましたこと、大変ありがたく、この場をおかりしても県に感謝を申し上げたいなと思っていますし、町としては負担金等もそれなりには必要とされるわけですが、それらのアクションは常にやっぴり地域の豊かな海にするための努力は町としては最低限進めなければならない事業については県に要望して進めていくと、このような覚悟でいますので、よろしく願いたいと思います。

副議長(土門勝子君) 8番、佐藤智則議員。

8番(佐藤智則君) 私も余り感情的になると口がいいほうではありませんけれども、山形県の県庁の部署、いわゆる水産課の皆さんは本当にこういった今自分が発言したこと、部署の課長、町長、答弁をいただいたことに関して本当にその気になって庄内に来たことがあるのか、そんなことを真剣に自分の眼で見たことあるのか、私は申したいです。山形のあの庁舎の中でいろいろ机上の云々といいますが、そうではなしに本当に自分たちの部署のこういう問題は、どういうことが今現実起きているのだから。やっぴり百聞は一見にしかずだ、行ってみよう、そういった気持ちを持ってくれているのか、いささかやっぴり疑問です。そういったことからしたら心穏やかにいろいろお話しできる町長であれば、私みたいな人間がこんな話をしたら一遍で感情的になってしまうでしょうから、

だめでしょうけれども、やっぱり町長、あなただったらすばらしいのだから、よろしく頼みます。

副議長(土門勝子君) 時田町長。

町長(時田博機君) 山形県の庄内総合支庁の職員の名誉もあるわけですから、紹介させていただきますけれども、水産の担当の課長と課長補佐はお二人とも遊佐町の住民でございます。遊佐町の住民でございますので、遊佐町の課題をしっかりと正面から受けとめて、必死に予算づけも、しゅんせつ等の予算も山形県で一番早く予算つけてくれている状況をこの場でご紹介しますので、よろしくご理解のほうをお願いしたいと思います。職員の名誉のためにもこれ私はやっぱりご紹介しなければならないと思っています。

副議長(土門勝子君) 8番、佐藤智則議員。

8番(佐藤智則君) だから、結果です。名誉のために頑張ってもらうの、ごく当たり前でしょうが、よく頑張っているという我々の思いは結果です。

次に参ります。町道の整備促進について、今後の年次計画どうなのだというところであります。これは、町道改良工事及び広畑橋、これは町長からもる説明ございましたので、課長からそこを補うべきところ、このことについて補うべきところ、それをお話聞かせていただけませんか。

副議長(土門勝子君) 島中地域生活課長。

地域生活課長(島中良一君) お答えいたします。

広畑橋と町道畑西線の改良工事のこれからの進捗、計画ということでございます。まず、広畑橋でございますけれども、先ほど町長の答弁にも触れられておりますけれども、着工につきましては平成25年度から着工してございます。平成25年につきましては、橋梁のかけかえ、ルートを選定、測量に着手してございます。それ以来、着工以来、26年度、次年度になりますけれども、26年度には橋梁を設置するための地質調査、そして橋梁の予備設計に入っております。そして、翌27年度には橋梁と橋の前後の取り付け道路もありますので、その辺橋と道路の実施のための詳細設計に入っております。そして、28年度には用地測量、そして地権者の皆様との境界立ち会いを行いまして、昨年度用地契約させていただいたところでございます。地権者の皆様、昨年度快く契約締結していただきましたことを御礼申し上げたいというふうに思っております。また、計画の新しい橋、かけかえになる橋でございますけれども、延長は39メートルになります。現在の橋の若干上流部のほうに橋のほうは架設になると、設置になるという形になります。橋と前後の取り付け道路含めまして、全体計画が400メートルほどの事業規模になってくる予定でございます。

なお、広畑橋の事業債につきましては、社会資本整備総合交付金を活用しましての事業実施ということになります。先ほどもお話あったとおり今年度当初内示なかったということで今年度の工事は見送りにさせていただいております。当然来年度引き続き社会資本整備交付金事業の要望をしてございますけれども、予定どおり予算のほうをいただくということになれば来年度から工事着手になるわけでございますけれども、これからの年次計画になりますけれども、まず来年度は事業予算つけば橋の右岸側の橋台から着工していきたいというふうに考えてございます。そして、翌32年度は左岸の橋台、そして33年度は上部工ということで橋を架設していきたいというふうに予定してございます。そして、34年度は橋梁、橋の前後の取り付け道路の工事、そして35年度は旧橋、古い橋の撤去工事ということで、まず完成年次は35年度以降になるのではないかなというふうに見込んでございます。

一方、町道畑西線でございますけれども、全体計画延長が1,266メートルでございます。完成年次につきましては、平成33年度までの4カ年の計画で事業を実施していきたいというふうに思っております。こちらのほうにつきま

しては、過疎債を活用して事業を進めていきたいというふうを考えてございます。工事につきましては、今年度より計画どおり工事着手できまして、東回り県道のタッチ部分からちょうど畑集落の入り口のところまで延長が266メートル完成をしたところでございます。工事に当たりましては、地元の皆様より迂回路など、交通規制にご理解、ご協力いただきまして、順調に工事を進められること、本当に御礼申し上げたいというふうに思っております。今後も工事に当たりましては、地元の皆様への説明会を開催するなどご理解をいただいた後に工事を進めてまいりたいというふうに考えてございますので、今後ともご協力よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

副議長(土門勝子君) 8番、佐藤智則議員。

8番(佐藤智則君) 畠中課長、あなたの誠心誠意、一生懸命に私に説明しようと、こういう仕事をやっているのだというのが伝わってきます。だから、地域の皆さんに対して毎年説明会もやってきてくれた。そういう信頼性があるからです。地域の皆さんが理解してくれるのは、だから、これからも毎年、こしはこうだというような説明はやはり忙しい中で恐縮だけれども、やっていただく。それがやはり町に対する住民の願うところであり、信頼関係がそこに築けるということだと思いますので、よろしくお願ひします。

では、最後のもう一つ。もう時間がありません。これは、いわゆる橋梁のことです。最後のお尋ねした橋梁、丸子橋。31年度のこうやって自分自身も振興計画の比較表、一般会計というのを見ております。そのときにこの事業は155の橋梁長寿命化事業、これは振興計画額が4,500万円。それから、いろいろと査定がある段階になったのでしよう。それで、所管の恐らく要求額3,000万円。それから、その以後に行われた査定で2,500万円、2,000万円おこちました、ここで。達成率56%です。こんなの私がいいろいろ橋梁とか町道云々、云々とか、それは見たことない。何でこんな減額になったのですか。これやれるのですか。2,000万円、2,500万円です。

副議長(土門勝子君) 畠中地域生活課長。

地域生活課長(畠中良一君) お答えいたします。

丸子橋の計画のことだと思いますけれども、来年度、単年度で丸子橋の補修を完成させたいということで計画をさせていただいたところでございます。工事の実施内容でございますけれども、昨年度設計委託のほう発注いたしまして、工事内容につきましてはほぼ確定してございます。その精算につきまして、積算したのがこの金額になってございますけれども、来年度の工事内容の予定になりますけれども、上部工と下部工を含めまして、補修になりますけれども、主たる損傷状況になりますけれども、上部工につきましては車両の走行により床版の劣化、そして下部工につきましては、経年劣化により基礎工、パイルベントになっていますけれども、パイルベントの欠損、剥離、鉄筋が露出しているということでその辺の補修を行うということになります。上部工につきましては、部分補修、または損傷基部につきましては、部分的な交換、木橋部の交換ということになろうかと思ひます。なお、下部工につきましては、鉄筋露出部の防錆、さびどめの塗装を行った後に断面欠損、コンクリート等の補修をしていくということになろうかと思ひます。

また、施工時期につきましては、河川管理者となります県のほうと協議をさせていただきまして、非出水期であります冬期間、12月から3月までを予定してございます。なお、上部工の施工時や下部工を設置するための足場の設置のときには通行規制、先ほどの町長答弁でございますけれども、通行規制が伴ってきますので、工事着工前には当然のことながら集落の皆様へ説明会等を行ひまして、ご理解をいただいた後に工事のほうは進めてまいりたいというふうに考えてございます。なお、冬場、冬期間の施工でありますので、安全管理、そしてその辺の指導

も徹底いたしまして、万全に工事を進めてまいりたいというふうに思っております。通行規制でございますけれども、概算工程表をつくってみました。どのような形で通行どめになるのかということでございますけれども、工事期間におきまして上部工の補修、木部になりますけれども、木橋部になりますけれども、この辺の補修に大体10日間くらいかかるようでございます。そして、下部工の補修のための足場の設置のときに10日間、そして足場の撤去、外すときに10日間、合計30日間くらいになりますけれども、全面通行どめとなるような形になります。当然通行どめになりますと、迂回路回っていくことになりますけれども、丸子集落の皆さんには万部方面、そして南山方面にご不便をおかけしますけれども、迂回していただくというようなことになろうかと思っております。通行どめは日中だけで、夜間は開放していきたいと。緊急車両等の通行もありますので、夜間は通行可能なように工事を進めていきたいというふうに考えていますし、なお冬期間の施工になるわけですがけれども、年末年始またぎますので、その時期につきましては通行規制が伴わないようにその辺は調整を図っていった工事を進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

副議長(土門勝子君) 8番、佐藤智則議員。

8番(佐藤智則君) 今課長から説明のとおりで集落の皆さんからすれば大変な工事になる。そういったことからしたときに広畑橋のときにお話を申し上げたようにやはり集落には今課長からも言っていましたけれども、十分かつこれで大丈夫だねというぐらいの信頼を持っての工事が取りかかることができるように集落民の皆さんのご協力を得ることができますようによろしくご配慮をお願いします。

ありがとうございました。

副議長(土門勝子君) これにて8番、佐藤智則議員の一般質問を終わります。

9番、高橋冠治議員。

9番(高橋冠治君) 今3月定例会、一般質問最後になりました。3月議会になるといつも思い出すのが東日本大震災であります。あんなに揺れた地震はなく、皆さんご存じのように多くの皆さんが犠牲になりました。復興と冥福を祈るところであります。また、前堀議長の逝去にしては我々本当に痛恨のきわみでございます。先ほど広畑橋のお話をされておりましたが、前堀議長が強力に進めていた懸案と私も今認識しております。ご冥福を祈るところであります。

それでは、一般質問を始めさせていただきます。まずは、風力発電から入ります。今山形県が進める洋上発電導入の推進について伺います。さきの斎藤議員の質問と重なりますが、再度私からも質問いたします。現在県が主体となって、山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議として遊佐沿岸域検討部会が設置されました。これは、国が海洋再生可能エネルギー発電設備の整備にかかわる海域の利用の促進が我が国の海洋の開発及び利用を進める観点から海洋政策の重要な課題の一つとしてこれに関する法律がことし4月に施行される予定であり、その国の意向を受け設置したものと考えます。

皆さんもご承知のとおり私たちが住む遊佐町の海岸線を含めた東北の日本海沿岸は洋上風力には恵まれた風の状態です。遊佐沿岸域検討部会は、国の研究機関、県、町の関係部署の職員、また各まちづくり協会、水産関係者、商工会、観光協会等の代表により構成されたメンバーで設置されています。私も昨年12月26日に行われた第3回遊佐沿岸域検討部会を公聴させていただきましたが、まだ始まったばかりの検討会でありますので、課題は山積しております。住民に事業の周知を図るため、昨年11月、12月に町内各6地区で住民説明会を開

催したということですが、参加者が少なく、町民の関心はまだまだの状況であります。しかしながら、この部会は検討するだけでなく、法定協議を進めていくものと考えます。町民の十分な理解を得ぬままに法定協議に進んでいくことに危惧するわけです。これから進め方としては引き続き漁業関係者のみならず、町民全体への情報発信を密にし、町民参加型の検討部会にしていかなければならないと思いますが、今後どのような対応をしていくのか、町の考えをお聞きいたします。

次に、マイナンバーカードの普及について伺います。我が町でもマイナンバー制度は、平成28年1月から始まり、同時にマイナンバーカードの取得も推奨し、3年を経過したところです。国や県、市町村としては一人一人の情報が一元化され、税や行政サービスの公平、公正な社会づくりになるものと期待され導入されました。私たちの身近では既に金融機関、税、年金等の手続きなどで使用するときもありますが、使用回数も少なく、ある程度制限されているため、マイナンバー自体は国民に認知されておりますが、カードの発行にはつながっておりません。我が町の発行数を見ますと1,027枚で、全体の7.39%にすぎないのが状況であります。カードを持つことで得られる便利さよりも逆に紛失などにより個人情報の漏えいや犯罪等に悪用されないかを心配している町民が多いようです。このようにマイナンバーカードを取得するメリットより、デメリットのほうが大きいと感じる人が多く、普及に至らないのが原因に挙げられているのではないかと思います。政府は、マイナンバーカード普及のため、先月2月15日にカードを健康保険証として使用可能になる健康保険法の改正案が閣議決定されたようです。これによって2021年3月の施行に向けて準備が進められていくことと考えられます。カードが健康保険証に使用できるようになれば取得件数もふえ、普及率も高まることが期待できます。国や地方公共団体としてもカードによる認証手続きが一般化すれば町民にも手続きの簡素化や事務的効率も含め、双方にメリットが生まれてくるのだと思います。今後の町の対応を伺いし、壇上からの質問とさせていただきます。

副議長(土門勝子君) 時田町長。

町長(時田博機君) それでは、9番、高橋冠治議員に答弁させていただきます。ちょうど質問が昨日の10番、斎藤議員と同じ質問なものですから、答弁としてダブリがあることをご了解お願いしたいと思っています。

山形県が進める洋上風力発電導入推進の取り組みの背景には再生可能エネルギーの導入による地球温暖化対策とエネルギー自給率の向上並びに県内産業の振興及び地域活性化を図る県のエネルギー戦略並びにそれを実現するためのエネルギー政策によるものと考えます。遊佐町においても東日本大震災や福島第一原子力発電所事故の経過を踏まえて、遊佐町エネルギー基本計画では安全、安心なエネルギーの確保に関してエネルギーの地産地消による町づくりを基本理念としております。地域に根差したエネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入を進めることは、環境自治体を標榜する遊佐町にとりましては、これは責務であると認識するものであると昨日も申し上げたところであります。こうした状況のもと、国は洋上風力発電を重視、また庄内沖は恵まれた風況にあるなど庄内沖には大きな可能性があることを前提に一般海域における洋上風力発電のあり方に係る地域の合意形成に向け、課題の抽出や対応策等の議論を行い、関係者間の理解促進に資する調査、研究を行うため、山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議が設置され、さらには具体的な検討を行うための部会として遊佐沿岸域検討部会が設置されております。これまで開催された部会においては騒音、景観、魚類及び鳥類などの環境への影響並びに漁業関係などの研究、検討課題の洗い出しや対応策の検討などを行い、昨年9月には長崎県五島市への先進地視察、11月には生涯学習センターで住民勉強会が開催されております。また、事業の周知を図るためとして11月と12月に蕨岡、遊佐、稲川、西遊佐、高瀬、吹浦の各地において住民説明会を開催し

たところであります。

一方、国による法整備が進む中、先月2月18日、30年度の総括として第2回の研究・検討会議が開催され、今年度の検討成果の報告と、今後の進め方について協議が行われました。来年度の議論の進め方としては、今年度に引き続きさらなる議論の深化、また海流調査等を実施しながら研究の継続をすることとしております。また、議論が一定成熟した段階において法定協議会設置に向けた調査、準備を進めていくこととしたところでもあります。今後も引き続き、地域や漁業関係者に事業の周知を行い、理解を図りながら検討を行ってまいりたいと考えております。

2番目の質問でありましたマイナンバーの普及についてであります。マイナンバーの普及、当初は国は総務省の管轄の住民基本台帳から厚労省管轄の健康福祉、そして財務省管轄の銀行、それぞれの所得口座といろんな形で想定をしたわけですけれども、まだ第1番目のいわゆる総務省管轄の住基に関するものが実際は実践されているということで、厚労省と財務省に関するものについてはいまだに手つかずのようであります。このマイナンバーカードは、平成25年に成立した行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づいて発行され、個人番号カードで、本町においても平成28年1月から交付が始まりましたので、3年余りが経過したところでもあります。この制度は、国民一人一人に12桁の個人番号をつけることにより国や地方公共団体で分散する情報の連携がスムーズになり、さまざまなメリットがもたらされると言われております。1つにはマイナンバーの活用による所得や行政サービスの受給状況が把握しやすくなり、負担を不当に免れることや不正の受給の防止など公平、公正な社会の実現が期待されておりました。2つ目には年金や福祉などの申請時に手続が簡素化され、国民の負担が軽減されるとともに行政の効率が図られます。そのほか災害対策分野における被害者への迅速な生活支援の実現などが想定されています。マイナンバーの本格的な活用が始まって3年余り経過した現在、税の手続や年金、医療保険、雇用保険、さらには金融機関の窓口の手続など、私たちの身近なところで実際にマイナンバーを取り扱う場面を目にする機会が多くなってまいりました。こうした現状を見ると、マイナンバーそのものは既に広く国民生活の中に浸透してきていると言えます。

一方、マイナンバーカードについてはご指摘のとおり、本町の皆さんのみならず、全国的にも普及が進んでいない状況にあります。私も住基カードがスタートしたときに町内で6番目に住基カード整えたのですけれども、一遍も使うことなく終了してしまいました。それらのやっぱり影響がこれまでの普及が余り進まなかったところまでも影響あるのかなと私個人的には思っているところではありますが、内閣府が実施したマイナンバー制度をめぐる世論調査の結果によりますと、カードを取得しない理由は複数回答で、必要性を感じられないが57.6%、身分証ならほかにもあるが42.2%、個人情報の漏えいが心配、26.9%でありました。やはりマイナンバーは使っているけれども、マイナンバーカードを取得することで得られるメリットが現状では余り感じられないというのが普及が進まない大きな要因であると考えられます。このような中政府はマイナンバーカードを健康保険証として使えるようにすることを盛り込んだ健康保険法の改正案を閣議決定したとの報道がなされました。現段階では詳しい内容まで把握はしておりませんが、マイナンバーカードが健康保険証として使えるようになれば多くの皆さんがそれを活用する可能性が高く、したがってマイナンバーカードの普及率も高まるのではないかと期待をするものです。今後の取り組みとしては、住民窓口で町民向けにマイナンバーカード取得のご案内を行いながら、取得を希望する方にはこれまで同様、申請のお手伝いをするなど、普及率の向上に努めてまいりたいと考えております。例えば新庁舎が完成した時点ではマイナンバーカードを活用しての窓口業務の一部機械化、それら等が町に浸透してしていくこと

によってカードを使えば役場では窓口、申し込まなくてもボタンを押して、お金を払えばそれは住民票とかはとることができるよというような形に進んでいければ活用もさらにふえてくるのではないかと考えております。

普及率の現状詳細については担当の課長に答弁させていただきます。

副議長(土門勝子君) 中川町民課長。

町民課長(中川三彦君) それでは、私のほうからマイナンバーカードの交付状況について申し上げます。前回9月の定例議会でも平成30年5月15日時点での状況をご報告申し上げたところですが、それから少し経過をした7月1日時点での数字で、全国で交付された枚数が1,467万枚、交付率が11.5%ということでございます。これは、日本全体の数字でありますので、地方によってかなりばらつきがございまして、一番交付が進んでいるのが東京都で14.9%、一番低いところは高知県で6.9%、その開きは2倍を超えている状況でございます。ちなみに、山形県は8.1%で東北では最下位。47都道府県では下から3番目という余りよろしくない結果になっております。性別では男性が12.6%、女性が10.4%で、男性のほうがやや多く、年代別では70代が20%と最も多く、次いで60代が18%と続いております。一方、20代、30代はいずれも10%を下回っておりまして、若い世代の交付率が低い傾向が続いております。同じ7月1日時点での遊佐町の交付枚数は1,020枚、交付率は7.2%でした。これは、県平均の8.1%よりは下回るのですが、市を除く町村ではほぼ平均的な数字であると認識しております。

以上です。

副議長(土門勝子君) 9番、高橋冠治議員。

9番(高橋冠治君) それでは、洋上風力からお聞きします。町長は、答弁の中でも法定協議に向けて努力するという話であります。さきの施政方針の中でもその再生可能エネルギーの導入と省エネの推進に積極的に取り組むと、そして遊佐町エネルギー基本計画の基本であるエネルギーの地産地消による町づくりということでもあります。それに沿ってこれらを進めていくということですが、当然地産地消による町づくりは当然もうできて、余ってかなりだぶついているという結果にはなろうかと思えます。ここは、施政方針の中にはこれはもうとつくにできているということですのでということです、まずは。

それで、私も会議を少しのぞいてみたのですが、メンバー、会の、気づいたのが各まちづくり協議会の代表、そして漁業関係者、そして商工会、観光協会、それから野鳥の会とか、水産何とかを考える会だとかというふうにあります。あの会の中に女性が一人もないというのを気づいたわけです。そして、ぱっと見たときの平均年齢が多分65は過ぎているのかなというふうに思ったところです。これから20年、30年を見据えた中の再生エネルギーの計画ですので、私はだめだとは言いませんが、若い人、それなりにいろんなジャンルの人をやはり検討会の中に入れてはどうかというふうには私は思いました。ただ、選定するのは県であります。県なので、これは県に言うべきです。これは遊佐町をターゲットにした県の考え方なので。もう一つは、漁業関係者はいるのですが、農業関係者が一人もないのです。海に建てるから、農業関係者は要らないというものではない。だから、そういうことを踏まえて全町的な議論をしていただいて納得した上で法定協議会に入っていくというのがそれがやっぱりうまくいく手だてなのだと思います。見てみますと、県の考え方が先行、先行して、何か町の考え方がちょっと置き去りみたいな感じがするわけです。その中には先ほど言った会のメンバーがやはり若干偏っているのかなと。いろんな意見が出てこないとうまくないのかなというふうに思ったところです。その辺はどういうようなお考えなのか。

副議長(土門勝子君) 時田町長。

町長(時田博機君) メンバーの人選まで町でこの人ではなければだめだと申し上げたことはないのですし、やっ

ぱり遊佐町から一番直接的な利害関係者という多分漁業関係者だと思いますし、実は比子海岸の侵食が非常にやっぱり激しいものですから、なかなか私、県に町としての意見を申し上げる、直接機会はありませんが、侵食防止を何とか想定してもらえよう漁礁も一緒につくっていただければ地元の漁業の皆さんは喜ぶのではないですかということは言うことはできますけれども、基本的に県が主体的に私たちに任せてくださいって言われたとき、まず地域の皆さんを集めて、この会議は酒田の皆さんも実は入っているわけでして、それら等大もとには酒田が主体的に、酒田が港湾区域なのですから、酒田港のいわゆる航行する船舶の出入り等を考えたときに酒田の港湾の機能を阻害するものでは当然だめなわけでしょうから、やっぱり酒田からも当然それは入って議論していくものだと思いますし、遊佐町だけの意見だけで、通用するものではないと思っています。県に私は北朝鮮の木造船がかなり頻繁に来る前の状態でありましたので、一番先端の海洋洋上風力には監視カメラでも何基に1回かつけてもらえませんかという要望はしたことあります。やっぱりあれだけ、ことしの山形県、6そう来たわけですか、北朝鮮から木造船。そのうち4そうが遊佐町沖と考えたときにあれがもしも人が乗ってきたらどうなのだったろうという形をしたときにはやっぱり町の安全を守るにはそのような要望は申し上げたいとは思っていますけれども、まだ遊佐町さん正式にこういう意見はどうですかということがまだ町には求められていない状況です。県の環境エネルギー部ですか、そこらでしっかりと、今中川課長がしっかりと担当していますので、非常に慎重に議論していただいているということを知っていますので、それらの現状等参加している島中課長から答弁させます。

副議長(土門勝子君) 島中地域生活課長。

地域生活課長(島中良一君) それでは、私も何回か部会のほうにご参加させていただきました。あわせて、各地区の説明会のほうにもご参加させていただきましたので、そこでさまざまご意見、ご要望出ていましたので、その辺のご要望とご意見と少し、せつかくの機会でございます。ご紹介させていただきたいと思います。

大きく項目分けますと、まず漁業に関する事、そして騒音に関する事、景観に関する事、その他ということで大きく項目分けられるかと思えます。まず、漁業関係でございますが、このようなご意見出ています。漁業対象魚種への影響をきちんと調査、把握する必要があるのではないかとということでその辺ご要望、ご意見出ています。2つ目としましては、風車の近くで漁業、操業等可能なのでしょうかというご意見出ています。あと次、騒音関係でございますけれども、騒音の発生により地域住民への影響が心配、懸念されますというご意見。あと、2つ目としましては、電波障害、風車、当然洋上ですので、かなり陸上よりも大きな風車が設置になりますので、その辺電波障害発生しないのでしょうかという心配のご意見も出ています。

続きまして、景観関係でございますけれども、1つ目としまして鳥海山・飛鳥ジオパークや十六羅漢、出羽二見などの観光地の景観を損なわないでほしいということでご意見出ています。県のほうでモニター写真、イメージです。イメージ写真、海洋の写真に風車を建てたイメージの写真を会場の皆さんに見せましたけれども、十六羅漢の出羽二見のあたりから建っているイメージですけれども、見たらやっぱり皆さんが、おおっというような形で、これはというようなご意見、これではというようなさまざまご意見出たようです。景観をまず損なわないでほしいというようなご意見出ています。あと、風車の配置。景観関係でございます。2つ目、風車の配置。どのような配置になるのでしょうか。あわせて何基ぐらい建つのでしょうかとこの辺の心配もなされていたようでございます。

あと、その他の関係になりますけれども、1つ目としまして風車の設置によりまして、海流や海底の砂の移動の影響あるのでしょうか。これは、西遊佐地区の比子海岸、侵食今進んでいますけれども、特に西遊佐地区の皆さん

からこのような侵食関係どのような影響にあるのか、風車基礎設置することによって海流が少し押さえられて、いい方向に向けばいいのだが、その辺一点に海流が集まって、逆に侵食するのではないかと、さまざまなこういうご心配等、ご希望も、あるいは、期待値もあるようですけれども、その辺しっかりと海流調査していただきたいというようなご要望もあります。あと、2つ目としまして低周波の影響は大丈夫でしょうかということでございます。3つ目といたしましては、当然海洋に建ちますので、強い風にさらされます。台風などで風車の羽根など等、事故などの発生は心配ないのでしょうかというようなことでさまざまな意見出されております。

そのような意見、来年度まで引き続き部会等継続して実施していくというようなことでございますので、出されたご意見深めながらこの辺議論調整図っていききたいというふうに考えてございます。そういう形で県のほうでも調整図りますということでお伺いしてございます。

以上でございます。

副議長(土門勝子君) 9番、高橋冠治議員。

9番(高橋冠治君) きのう斎藤議員には町長が町が権限がないのだというような話を答弁でされておりましたが、やはり景観というものは町が権限があろう、ない別としてやはり景観というものは全ての人のものだと私は思っております。今課長が説明されたようにどこに設置して、何基やるのだと。そして、その結果、その海流はどう変わるのだと、漁場は確保できるのかな、いろんな課題があつて初めて法定協議に移れば環境アクセスに移るということではありますが、やはりある程度町民、住民、皆さんの合意がないと酒田では県と市が風車を3基ずつ建てようと言ったのが何年も住民との折り合いが合わなくてストップしておりました。今やっと動き出すかなという、そんな感じではありますが、しっかり住民とのやはりコンセンサスとっていかないとボタンのかけ違いにならないようにということをご心配するわけがあります。

西遊佐地区からは流砂の問題。これだって本数が問題というか、5基、10基の話ではないのです、やっぱり。きのうも町長お話ししたように秋田県は合わせて180万キロの洋上風力を今考えているのだと。そうすると、230基ほど建てなければいけない。青森に至っては294万キロですから、510基海上に建てていく。そうすると、遊佐沖と仮定しますと最低50ぐらいは建てていかなければいけないのだと思います。そうしないと設置企業も利潤を生まない、10基、20基では。当然そのようになるのだと思います。そうした場合吹浦のあたりに設置されると十六羅漢で夕日がきれいかわって言ったときに風車の間にずっと夕日が沈んでいくような、そんな景観になっていくわけなので、これは検討会議の中でもその辺は外してほしいという要望はちゃんとなされています。ただ、問題は法定協議に移って、そして進みました。それで、業者が決まりました、そのときです。設置は業者がやるのだと、業者が決めるのだと、本数も設置場所もというふうになっています。幾ら景観がこうだとか他のこともこうだといっても、いや、この場所は一番経済的に効果があるのだと言われてしまえばそれは困るわけなので、今から皆さんの意見をちゃんと県に言って、県からはそのような条件づけをしていただいて、そして法定協議に持っていかないと、後から入札かけてやっぱり進むわけなので、その辺が心配するわけなので、それを心配していると。だから、誰も洋上風力がいけないとか、いいとかと言っていないのです。これからの時代それは必要だと。先ほど東日本大震災の話もして、あのときに原発のあの悲惨さを見れば風力のほうがずっと効率的になるのです。ただ、設置する場所は県が管轄だといってもやはり町の考えはしっかり県、国へやるべきだというふうに思っておりますので、その辺をお願いしたいということで私はお話ししているということです。

副議長(土門勝子君) 畠中地域生活課長。

地域生活課長(島中良一君) ただいまどの辺に区域ですか、あわせて設置基数等のご意見というのはお話しいただきました。県のほうで想定している想定海域、区域とありますけれども、想定海域につきましては、北側になります。北側のほうは山形県と秋田県の県境から、南のほうは遊佐町と酒田市の行政界の南北約14キロから15キロを設定しています。あと、沖合になりますけれども、沖合は海岸線から鳥海国定区域である浜地1キロメートル分除いたその先から4キロメートルの区域を想定しているということでした。

それから、風車の数、どのくらい想定しているのですかということで、地区の説明会のときもその辺県のほうにご意見いただきました。ご質問いただきました。当然事業者のほうは当然事業かかれれば風車の数多く設置したいというような形でご要望、計画出してこようかと思えます。事業の採算ラインは200メガぐらいというふうに言われております。1基当たり5,000キロワット、5メガだとすれば30基から40基くらいを設置計画になってくるのではないかなというふうに見込まれているかと思えます。なお、洋上風力の設置に係るレイアウトにつきましては、それこそ法定協議後事業者募集するわけですが、事業者決定になってから事業者がレイアウトを作成いたします。当然浜地ですので、着床式と浮体式ございますけれども、庄内区域につきましては砂地でありますので、着床式、下のほうに基礎を打ち込むというような形の方式をとるかと思えますけれども、着床式でレイアウトを事業者のほうで組んでいきます。2列になるのか、3列なのか、4列なのか。それぞれ風車ごとの距離も決まっておるようです。直径の横だと直径の幾ら、風上、風下だと直径の何倍ということで、設置基準も決まっているようでございますけれども、まず30基か40基ぐらいではないかなというふうに県のほうではお話をしてございました。また設置される、レイアウトにつきましては、事業者ということもございますけれども、レイアウト出た時点では町民の皆さんや当然町と公共団体のほうに意見をいただきながら協議を重ねて決定していくというようなことになろうかと思えます。法定協議のほうで決まったからでなくて、先ほども議員のほうからお話あったように町として、部会としてこの範囲でないとだめだというふうな形ですっきりと考え方を持った形で上のほうに意見を述べていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

副議長(土門勝子君) 9番、高橋冠治議員。

9番(高橋冠治君) 今課長の説明によれば採算ライン、30から40で採算ラインだ。プラスすればやはり業者的にはいいということなので、かなりの数の個数が建っていくわけです。なので、やはりその建設に入る前にしっかり皆さんからの理解を得ることが第一ということでもあります。

町長にお聞きします。町長も大分風力は勉強なさっているのだと思うのですが、町長、何かどこかに風力の研修に行きませんでしたか。ドイツに行ったとか、行かないとかというお話を聞いたのですが、あれは風車の話では、その話はどういうことで。

副議長(土門勝子君) 時田町長。

町長(時田博機君) 昨年のハンガリーの帰りにドイツに寄ったときにはエネルコンの本社に行ってきました。エネルコンは、陸上養殖専門で洋上風力はドイツのシーメンスがデンマークを中心にやっているというお話聞いてきましたけれども、規模の大きさ、今まで私たちは2,000キロワットの風車を見ていたのですけれども、あれの3倍ぐらいがもう当たり前というような形の大きな風車を設置して、やっぱりドイツの風力の取り入れは物すごく進んでいるって感じました。ただ、エリアとして吹浦の西浜の海水浴場エリア云々入る以北は、実はあそこは砂地ではありませんので、岩礁地帯でありますので、着床式風力発電装置が設置するという基準には多分当たらないエリアな

のだと思っています。ですから、私は西浜よりは当然除外したエリア、例えば吹浦の海難救助のエリアと西遊佐地区の海難救助のエリアがちょうど分かれているのが十里塚のちょっと北側ぐらいかなという話も伺っておりますので、それら等のやっぱりエリアというのは1つ決められたエリアでいけば西遊佐地区の海難救助のエリアならそれは砂地だから可能なのでしょうけれども、やっぱり十六羅漢のほうに行ってしまうと岩礁地帯の中には洋上風力は設置しないという形で、今新潟県の村上市は事業者が洋上風力から撤退すると、あそこには設置しないというような決定をなさっておりますので、それらについてはやっぱり砂浜のあるエリアが一番好ましいエリアだという、そんな事業者もそういう想定だと伺っておりますので、北にはなかなか行きにくいであろうなと思っています。県に対しては、議論は議論としていいのですけれども、どういう条件で洋上風力を受け入れるにはどんな基準を山形県は持っていますかって聞いたら、まだ何も持っていないっておっしゃっていました。それから、もしリスクが発生したときに遊佐町はリスク管理の協定書を地元と町が立ち会で結んでもらっています、事業者から。では、リスク管理の協定書ってどんな形で作るつもりでしょうかというのは、それもまだ準備していないということでございましたので、私からはやっぱり設置基準、ガイドラインを県がやっぱり汗かいてまずつくってくれるのが一番県民にとってはありがたいことではないですか。そして、もう一つ。もしリスクが発生したらとめますよというような協定書をしっかりと県が主導してつくるといってお願ひできませんかねということはおいでになったエネルギー推進部の中川課長にはその2つは私からは申し述べさせていただいております。

以上であります。

副議長(土門勝子君) 9番、高橋冠治議員。

9番(高橋冠治君) 今町長から答弁いただきました。そのとおりなのです。そういうことが土台にないと町民、住民が安心して、さあどうぞなんて言えるわけないので、改めて町長にご質問したところです。やはり基本になる部分がしっかり重なって初めて物は動くのであります。このいろいろ業者、県は漁業も盛んになるのだとか、漁場もできるのだとか言っていますが、それはいいのですけれども、果たして漁業後継者が次に出るのかと、それすら心配なのです。いいのです。漁場が再生できますよ、できますよと言っても低周波でタイが寄ってこない低周波の振動であったり。だから、かなりうたうのですが、なかなかそれが実になるというのはやってみないとわからないところがいっぱいあるのです。なので、今いろんな協議を重ねてやっていかなければいけない。

県はこんなことも言っているのです。1本建てるに20年間で1本3,600万円の固定資産が来るのだと、こういうふうな第3回のこれに載っています。それに本数かけてくださいというのです。そうすると、行った人、ああ、すごいなと思うのですけれども、町長、皆さんご存じのように70%から75%は地方交付税から削除されるのです。だから、1本当たり50万円弱ぐらいしか入ってこないのです。なので、ぐっと入ってきてぐっと落ちるのです。そのことは町民課長が一番わかるので、短く説明していただければいいのですが、なので非常にいいことは言うのですが、なかなかその後のことがはっきりしないまま前のめりに進んでいるというか、そういう感じがするので、ブレーキをかけたり、アクセルを踏んだりしながら着地地点を見つけていかないと、後から住民のこうした形で気づけば何か50基も60基も建つのだよという話があって初めてわかるようであれば、それはまずいかなというふうな思っております。

町民課長、固定資産の場合どうなのですか。

副議長(土門勝子君) 中川町民課長。

町民課長(中川三彦君) 簡単にお答えします。

税金がふえれば国からの交付税は減ることになります。もちろんふえた分100%減ということではなくて、

交付税を算定する場合固定資産税を含む法定普通税の原則として75%が基準財政需要額、収入額に算入されます。したがって、残り25%については留保分として扱われますので、つまりこの留保分イコール実質的な町の増収分と理解してよろしいかと思えます。

副議長(土門勝子君) 9番、高橋冠治議員。

9番(高橋冠治君) まずは、固定資産税入ってくるなら入ってくるでいいのですけれども、その金額よりも何か逆にいろんな問題が発生したりすると何もならないのかなというふうに思っています。特に遊佐町はソーラーもそうだし、風力もそうだし、かなり再生エネルギーのもうメッカです、遊佐は。それにもう何十基も、メッカのメッカの大メッカになります。なので、まずは丁寧に進めていただきたい。今先ほど町長が言ったように言うべきことは、権限はないと言いましたが、先ほど町長いいこと言いました。そういうことしっかり言って、ちゃんとしたところにしっかり設置するなら設置していただいて、言うことは言っていたら、町民が納得するようなことで進めていただきたいということです。

では、時間もないので、次に移ります。マイナンバーカードでございます。果たしてこの議場にいる中でマイナンバーカードを持っている人は何人いるのかというふうになりますが、もしよかったら持っている人は手を挙げていただきたいぐらいで。町民課長は持っているのだそうです。私も持っていません。赤塚議員持っている、やはり…

…
(何事か声あり)

9番(高橋冠治君) すばらしい、すばらしい。

先ほど町長も言ったとおり新庁舎が来たらそのカードで事務的な効率もできるのだと思います。なので、やはり町にしては事務効率がよくなる。それから、我々にとって公正、公平、これがしっかりしていくわけなので、まずは先ほど言いました県は下から3番目なのだと。これも驚きの数字なのですが、まずは我々も少し頑張ってカード取得に向けたいと思いますが、どのようにしてまずは取得に向かって努力するのか、これは町民課長がちょっと考えているのだと思いますので、町民課長からよろしくお願いします。

副議長(土門勝子君) 中川町民課長。

町民課長(中川三彦君) 町民系の窓口で、現在マイナポータルという専用の端末というか、パソコンでございますが、これが2台配置をされておりまして、希望されるお客様に貸し出すことができるようになってございます。さらに平成30年の4月からこの窓口においてこのマイナポータルの専用端末を使わせていただいて、新たにマイナンバーカードの交付を希望される方に申請手続きを無料で行うサービスを開始しております。マイナンバーカードを取得するときはいろいろ申請する方法があるのですけれども、顔写真が必要ということがございまして、特に高齢の方はそれが面倒だということでこの足を踏んでいるという方が多いと伺っております。そういった方々を含めて4月からこれまで17名の方がこのサービスを利用してマイナンバーカード取得しております。窓口を訪れるお客様の中には運転免許を返納した後の身分証明書がなくて困っているという方とか、あとそれから町長先ほど言っておりましたが、住基カード、これも有効期限が切れてしまうということで、マイナンバーカードに切りかえたいという方がいらっしゃいます。当面は、そういった方々を対象にしましてマイナンバーカードの取得をお勧めして申請手続きをサポートしながら地道に取得率の向上を図ってきたいというふうに思っております。

副議長(土門勝子君) 9番、高橋冠治議員。

9番(高橋冠治君) このマイナンバーカード、これから運用に当たってはやっぱり総務省であったり厚生労働省で

あつたり財務省であつたりと、省庁をまたいでやる事業になります。なので、まずは話に聞くとイータックスにマイナンバーカードが不要になったという話を聞いておるのですが、総務省はこうやりたい、財務省は面倒くさいから、カード使わなくなつていいのだという話で、これもまた横の関係がおかしいのかなというふうに思うところです。話によればスマホでも申請ができるという話なので、まずは若い人にはスマホでできるのだぞというようなアピールもしていただきたいなというふうに思います。先ほど課長から年代別の取得率、意外と高齢、70代が多いということは結局先ほど言ったように身分証明になる。免許証を返上するので、身分証明になるということがありました。前の住基カードなんて、そこのホームセンターに行ったときに身分証明書出してくださいって住基カード出したら、これはなりませんって言われましたから。そんなぐらいのカードだったのです。なので、まずは町長も一度も使用してなくて終わったという話であります、この反省を踏まえてやっぱり国もしっかりしていただきたい。これは、やっぱり末端に来て、町もぐあいがいいのです。これまとまれば、だってその年金から国民健康保険からいろいろなものが一元管理できるので。それは、町にとっても国にとってもやりやすいので、それは末端の町が一生懸命やってカード取得を推進するべきだというふうにまず思っております。ということで、何で財務省と総務省、ちょっとその辺の経緯ってわかりますか。わからないの。

副議長(土門勝子君) 中川町民課長。

町民課長(中川三彦君) お答え申し上げます。

イータックスでちょうど税の申告の時期ではございますが、イータックスで税申告をする場合、昨年まではパソコンの画面上で作成しました申告のデータを税務署に送信する際、マイナンバーカードを使って個人認証をして、データを送信するということが必要でしたが、今年度から新たにID、パスワード方式というものができまして、あらかじめ税務署が発行をするID、パスワードを取得すればマイナンバーカードを使った個人認証が必要なくなったということです。ともすると国のほうで片方は総務省、片方は財務省というふうなことでマイナンバーカードを普及させるための取り組みに逆行するのではないかというようなイメージにもなりますが、その税務のサイドでもイータックスの普及拡大には並々ならぬ決意をもっておりまして、手続の簡素化を図ってイータックスを広く普及させたということがございます。税務署のほうからはこのID、パスワード方式はマイナンバーカードが一定程度普及するまでの暫定的な措置という説明がございまして、ご理解をいただきたいという旨の説明がありましたので、そのように捉えております。

副議長(土門勝子君) 9番、高橋冠治議員。

9番(高橋冠治君) 何か我々も迷っている。国のほうも随分迷っているのかなというふうに思っていますが、まずは町としては町民の皆さんにカードの取得を推進していくものと思っております。まずは先駆けて議員もそうなのですが、職員の方も率先してお願いしたいところであります。

最後になりますが、この定例会を最後に退職する課長がおります。その課長に向けて、その課長は町長の後ろに座っているお方なのですが、非常に川柳の先生だということですので、私これは川柳になるか、ならないかわかりませんが、ちょっと思いを込めて1つ句を読みました。「宵の友 今は向かいて 論交わす」。

以上です。

副議長(土門勝子君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) 名句を寄せていただきまして、ありがとうございます。私が27歳のとき蕨岡公民館主事となりまして、高橋議員と出会いました。私が今にあるのは、その原点は蕨岡公民館主事であつたらうなと振り

返っておるところです。そのとき生意気にも主事の心得3カ条というものをつくって、今にそらんじておりますが、第1条が昼はお茶飲み、夜は酒飲み、第2条、一に相談、二に協議、三、四も五にも打ち合わせ、第3条、全ての人を受け入れよ、全てのことを受けとめよという心得3条。今も昔もその気持ちは全く変わらないつもりであります。そういったことを振り返りながらただいまの名句に二の句を継ぎたいと思います。「町思ふ 心は一つ 力合わせん」。

発言の機会をいただきましてありがとうございます。お粗末さまでした。

副議長(土門勝子君) これにて9番、高橋冠治議員の一般質問を終わります。

これにて一般質問は全員終了しました。

午後3時15分まで休憩いたします。

(午後3時10分)

休 憩

副議長(土門勝子君) 休憩前に引き続き、本会議を開きます。

(午後3時15分)

副議長(土門勝子君) 日程第2から日程第22まで、議第7号 平成31年度遊佐町一般会計予算ほか特別会計等予算6件、条例案件7件、事件案件7件を一括議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

佐藤議会議務局長。

局長(佐藤光弥君) 上記議案を朗読。

副議長(土門勝子君) 提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町長(時田博機君) それでは、私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第7号 平成31年度遊佐町一般会計予算。本案につきましては、さきの施政方針の中で平成31年度の予算編成における基本的な考え方と国及び地方財政を取り巻く状況について、その大要を申し述べさせていただきました。本町においては、極めて厳しい現下の経済情勢等にあつて、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう所要の財源を確保し、住民生活の安全、安心を守るとともに、地方経済を支える地域活力を回復させていくという基本理念のもと、効率的な行政システムを確立し、持続性のある財政運営を目指していく必要があります。

このような状況を踏まえて、平成31年度一般会計予算の編成に当たっては、健全財政の確保に留意しつつ、遊佐町総合発展計画(第8次振興計画)に基づく第3期実施計画を基本とした計画行政の推進を図るとともに、事業の重点化や見直しに取り組み、予算編成をしたところであります。平成31年度一般会計当初予算の総額は83億8,200万円で、前年度当初予算比1億3,300万円、1.6%の増としております。

一般会計の歳入について申し上げますと、町税総額で12億7,153万2,000円となり、前年度対比2.4%の増と見込んでおります。各種交付金につきましては、これまでの交付実績を参考に推計し、計上いたしました。地方交付税につきましては、前年度対比3,433万2,000円、1.2%の増の30億851万5,000円を見込んだところであります。国庫支出金につきましては、前年度対比3,180万円、5.7%減の5億2,302万2,000円、県支出金につきましては前

年度対比3,442万8,000円、4.9%減の6億6,415万4,000円を見込んでおります。繰入金につきましては、財政調整基金などの各基金繰入金を前年度対比1億7,883万7,000円、21.6%減の6億4,786万9,000円といたしております。地方債につきましては、前年度対比3億7,060万円、34.9%増の14億3,130万円を計上いたしました。

一方、これに対応する歳出につきましては、人件費で前年度対比2,358万4,000円、1.8%の減、一般行政経費では扶助費で前年度対比1,493万1,000円、1.5%の減、物件費が前年度対比8,231万円、7.5%の増、補助費等で7,052万2,000円、5.0%の減となった結果、一般行政経費全体では37億4,542万円で前年度対比9,466万4,000円、2.5%の減といたしました。投資的経費では、社会資本整備総合交付金の計上額が減少した一方、従来の学校や観光施設の整備に加え、新庁舎建設事業の計上額が大幅に増加したことにより、前年度対比2億3,997万4,000円、19.8%の増の14億4,902万1,000円といたしました。繰出金は水道事業会計並びに国保、介護、後期高齢、下水道の各特別会計に対する繰り出しに対応するため総額で10億9,875万4,000円を計上し、前年度対比3,572万6,000円、3.1%の減といたしました。

新規事業といたしましては、低所得者、子育て世帯を対象とするプレミアムつき商品券事業として2,120万円、洪水ハザードマップ作成事業として270万円、森林環境税活用事業として490万円、合併65周年親子コンサート開催事業として122万円を計上しております。

そのほか特徴的な事業としましては、新庁舎建設事業として5億9,923万円、すくすくゆざっ子支援金給付事業として2,896万円、移住、定住促進のための事業として合わせて4,399万7,000円、雇用、経済対策として持ち家住宅リフォーム並びに定住促進住宅建設整備支援金交付事業で6,000万円、産業活性化対策負担金で800万円をそれぞれ計上しております。また、遊佐高校就学支援事業で1,182万1,000円、ジオパーク推進事業で1,119万3,000円、ふるさとづくり寄附金事業で7,138万1,000円、中山間地域直接支払事業で1億96万9,000円、農地に係る多面的機能支払交付金事業で1億3,560万3,000円、被害が収束に向かいつつある松くい虫防除対策関係経費で3,392万7,000円、町道維持整備及び新設改良事業で1億5,355万円などを計上しております。さらには、誘致企業に対して支援金として産業立地促進資金貸付金で1億1,691万4,000円、各地区まちづくり協議会の自主的な運営と地域づくり活動を支援するためのまちづくり活動支援事業として5,058万3,000円をそれぞれ計上しております。

次に、第2表の債務負担行為についてであります。平成32年度以降に及ぶ債務が確実な経費として、すくすくゆざっ子支援金、子育て世帯移住奨励金、住宅リフォーム資金利子補給補助金などを計上しております。

以上、平成31年度の一般会計予算の概要について申し上げますが、国や県の厳しい財政状況の中、今後の財政運営に当たっては、これまで同様財政健全化指標の推移に留意しながら、特別会計等を含めた連結ベースでの一体的な財政評価を行い、財政全般にわたる安定化のための施策に引き続き取り組んでまいります。改めて、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を申し上げる次第であります。

議第8号 平成31年度遊佐町国民健康保険特別会計予算。本案につきましては、次のような観点に立ち、編成しました。近年の少子高齢化の中で被保険者数は減少する一方、医療給付費は増加し、国保財政が恒常的に厳しい状況となってきております。平成30年度から県が国保の財政運営主体となりましたが、引き続き収納率向上に努めると同時に、疾病の予防、早期発見、早期治療につながる特定健康診査を初めとする健康保健事業等の一層の充実を図りながら、適正な運営に努める必要があります。以上のことを踏まえ、歳入歳出予算の総額を14億8,500万円とし、前年度当初予算比では2億8,500万円、16.1%の減としております。

歳入の主な内容を申し上げますと、保険税で3億1,337万4,000円、県支出金で10億1,165万3,000円、繰入金で1億5,731万8,000円などいたしました。

一方、これに対応する歳出につきましては、総務費で4,276万円、保険給付費で10億276万1,000円、保健事業で2,365万9,000円、国民健康保険事業費納付金で4億242万5,000円などとしております。

議第9号 平成31年度遊佐町公共下水道事業特別会計予算。本案につきましては、快適な生活環境の実現のため、下水道事業を計画的に実施しておりますが、平成31年度は特定環境保全公共下水道事業費と維持管理業務費等を見込み、歳入歳出予算の総額を7億9,600万円とし、対前年度当初予算比では1,000万円、1.3%の増としております。平成31年度の整備計画としては、特定環境保全公共下水道事業として田中、千本柳地区の整備を予定しております。

歳入の主な内容を申し上げますと、受益者負担金で1,130万円、下水道使用料及び手数料で1億5,529万3,000円、国庫補助金で9,350万円、一般会計繰入金で3億7,800万円、繰越金で169万3,000円、諸収入で751万4,000円、町債で1億4,870万円いたしました。

一方、これに対応する歳出につきましては、一般管理費では職員給与関係費と処理場の運転管理費等で9,380万9,000円、下水道建設費では職員給与費関係費、事務費等で1,519万7,000円、管渠工事費で2億3,250万円、水道管移設補償費で1,500万円の合計で、2億6,269万7,000円、公債費の起債元利償還金で4億3,940万円、予備費で7万4,000円としております。

議第10号 平成31年度遊佐町地域集落排水事業特別会計予算。本案につきましては、農業集落排水事業4処理区の維持管理業務費等を見込み、歳入歳出予算の総額を9,900万円とし、対前年度当初予算比では850万円、9.4%の増としております。

歳入の内容を申し上げますと、分担金で1万円、使用料及び手数料で2,000万円、国庫補助金で800万円、一般会計繰入金で6,400万円、繰越金で698万円、諸収入で1万円いたしました。

一方、これに対応する歳出につきましては、総務費の総務管理費で3,892万9,000円、公債費の起債元利償還金で5,999万3,000円、予備費で7万8,000円としております。

議第11号 平成31年度遊佐町介護保険特別会計予算。本案につきましては、第7期介護保険事業計画期間の2年度目に当たり、これまでの要介護認定者の増加や介護サービスの利用状況、総合事業の実績等を踏まえ、第7期介護保険事業計画が遂行できるよう予算編成を行い、提案するものであります。今後も引き続き介護予防事業に取り組むことにより、元気な高齢者の増加と介護給付費の抑制を図り、また高齢者が安心して生活できるよう、地域による支え合い体制の構築を進めていきます。そのためには地域包括支援センターや社会福祉協議会、介護サービス事業所や医療機関との連携を強化し、事業を進めていきます。以上のことを踏まえ、歳入歳出予算の総額を19億1,600万円とし、前年度当初予算比では200万円、0.1%の増としております。

歳入の主な内容を申し上げますと、保険料で3億4,720万円、国庫支出金で4億7,871万9,000円、支払基金交付金で4億9,894万8,000円、県支出金で2億6,892万8,000円、繰入金で2億8,232万2,000円、繰越金で3,978万円いたしました。

一方、これに対応する歳出につきましては、総務費で3,498万8,000円、保険給付費で18億607万円、地域支援事業費で7,403万9,000円などとしております。

議第12号 平成31年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算。本案につきましては、山形県後期高齢者医療広

域連合が運営主体となり、各市町村でその窓口業務を行うこととして設けられております。山形県後期高齢者医療広域連合における事務内容は、被保険者の資格管理や保険料等の決定及び賦課、また保険給付費の支給決定や保険事業の計画等であります。

一方、市町村における事務内容につきましては、被保険者の資格や給付に関する各申請等の受け付け及び保険証の引き渡し、また保険料に関しては納入通知の送付及び保険料の徴収であり、徴収した保険料は山形県後期高齢者医療広域連合へ納付しております。これらを踏まえ、歳入歳出予算の総額を1億7,100万円とし、前年度当初予算比1,280万円、7%の減としております。

歳入の主な内容を申し上げますと、後期高齢者医療保険料で1億700万1,000円、繰入金で6,370万円などいたしました。

一方、これに対応する歳出につきましては、総務費で130万円、後期高齢者医療広域連合納付金で1億6,940万3,000円などとしております。

議第13号 平成31年度遊佐町水道事業会計予算。本案につきましては、安全、安心な水道水の供給を図るため、水道事業の健全な経営基盤の強化、維持管理経費等の節減に努めるとともに、公営企業の効果的、効率的経営を目指し、予算編成をいたしましたものであります。内容について申し上げますと、老朽管の更新につきましては、下水道工事と一体的による整備を行うほか、日本海東北自動車道整備に伴う水道管の移設工事、さらには各施設設備改善を進める事業費等を計上したところであります。

まず、業務の予定量といたしまして、給水戸数と給水人口を4,600戸、1万3,140人とし、年間総給水量を156立方メートル、1日平均給水量を4,262立方メートルと設定したところであります。また、建設改良事業につきましては、老朽管更新事業等を行うため1億3,620万1,000円の事業費を計上したところであります。

次に、収益的収支につきましては、水道事業収益の予定額を4億4,636万7,000円とし、その主な内容は給水収益で3億6,669万円、下水道工事、日本海東北自動車道建設に伴う工事負担金等の受託工事収益で3,950万円、消火栓維持管理等負担金で213万7,000円などで、営業収益合計で4億883万円とし、営業外収益では下水道使用料徴収経費負担金で310万円、加入金で49万4,000円等で、営業外収益合計で3,752万7,000円としたものであります。

これに対する水道事業費用の予定額は4億3,572万9,000円とし、主たる費用は営業費用の取水配水給水費で9,684万5,000円、下水道、自動車道関連等の受託工事費で3,950万円、職員給与関係、料金賦課収納業務等の総係費で5,457万8,000円、減価償却費で1億8,865万2,000円などで、営業費用合計で3億8,118万8,000円とし、営業外費用では企業債支払利息の3,227万円のほか、消費税納付金等合計で5,334万1,000円としたものであります。

次に、資本的収支につきましては、先ほどご説明申し上げました老朽管更新、施設設備等の改善を行うために資本的支出として建設改良費に1億3,620万1,000円を計上し、企業債償還金1億5,710万円を合わせ、資本的支出予定額を2億9,330万1,000円としたところであります。

これに対応する財源といたしましては、耐震化対策事業に対する国庫補助金1,326万5,000円及び旧簡易水道事業に借り入れた企業債の償還に対する一般会計からの繰入金1,580万円が資本的収入予定額となり、資本的収入額が資本的支出額に対する不足額2億6,423万6,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補填す

るものであります。

議第14号 遊佐町森林環境譲与税活用基金の設置、管理及び処分に関する条例の設定について。本案につきましては、平成31年度から交付される見込みとなった森林環境譲与税の有効活用を図るべく、基金を設置し、その管理等に関する基本的事項を定めるため、提案するものであります。

議第15号 遊佐町教育研究所設置条例等を廃止する条例の設定について。本案につきましては、山形県教育研究所連盟の解散に伴い、遊佐町教育研究所設置条例等を廃止する必要があるため、提案するものであります。

議第16号 遊佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、職員の心身の活力維持及び増進を図ることにより、働きやすい職場環境を構築するため、提案するものであります。

議第17号 遊佐町青少年育成協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、遊佐町青少年育成協議会の設置について、委員の任期及び再任に関する規定を整備する必要があるため、提案するものであります。

議第18号 遊佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、国民健康保険の被保険者の適用除外について、関係する規定を整備するため、提案するものであります。

議第19号 遊佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、関係省令の一部を改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件の拡大について、関係する規定を整備するため、提案するものであります。

議第20号 遊佐町水道給水条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、技術士法施行規則の一部を改正に伴い、関係する規定を整備するため、提案するものであります。

議第21号 町道路線の廃止及び認定について。本案につきましては、町道畑西線道路改良工事に伴う路線の変更に当たり、町道を廃止及び認定する必要があるため、提案するものであります。

議第22号 遊佐町体育施設の指定管理者の指定について。本案につきましては、遊佐町体育協会より指定管理者の指定申請書の提出があり、指定管理者選定委員会に審査を諮問し、指定が適当であるとの答申を受けましたので、遊佐町体育施設の設置及び管理に関する条例第10条の規定により指定するものであり、指定の期間を平成31年4月1日から3年間と定め、地方自治法第244条の2第6項の規定により、提案するものであります。

議第23号 遊佐町立図書館の指定管理者の指定について。本案につきましては、遊佐ショッピングセンター協同組合より指定管理者の指定申請書の提出があり、指定管理者選定委員会に審査を諮問し、指定が適当であるとの答申を受けましたので、遊佐町立図書館の設置及び管理に関する条例第9条の規定により指定するものであり、指定の期間を平成31年4月1日から3年間と定め、地方自治法第244条の2第6項の規定により、提案するものであります。

議第33号 蕨岡・遊佐小学校エアコン設置工事請負契約の締結について。本案につきましては、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金事業として実施する蕨岡・遊佐小学校エアコン設置工事について請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、提案するものであります。

議第34号 高瀬・吹浦・藤崎小学校エアコン設置工事請負契約の締結について。本案につきましては、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金事業として実施する高瀬・吹浦・藤崎小学校エアコン設置工事について請負

契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、提案するものであります。

議第35号 平成30年度橋梁長寿命化修繕計画事業西浜橋補修工事に係る請負契約の一部変更について。本案につきましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づく平成30年度西浜橋補修工事について、契約金額を変更して実施する必要があるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、提案するものであります。

議第36号 遊佐町過疎地域自立促進計画の一部変更について。本案につきましては、遊佐町総合発展計画第3期実施計画の策定に伴い、遊佐町過疎地域自立促進計画の一部を変更する必要があるため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定において準用する同条第1項の規定に基づき、提案するものであります。

以上、当初予算案件7件、条例案件7件、事件案件7件についてご説明申し上げました。詳細につきましては、所管の課長をして審議の過程で説明いたさせますので、よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

副議長(土門勝子君) 条例案件について、所管の課長より補足説明を求めます。

議第14号について、佐藤産業課長よりお願いします。佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) それでは、ご説明を申し上げます。

議第14号で提案させていただきます遊佐町森林環境譲与税活用基金の設置、管理及び処分に関する条例の設定についての概要を申し上げたいと思います。条例案概要書のほうをごらんいただきたいと思います。条例の制定理由につきましては、平成31年度から森林環境譲与税が交付される見込みとなり、当該税の有効活用を図るため、制定するものであります。

第1条については、設置であります。遊佐町地内の間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備と促進に係る財源に充てるため、基金を設置することについて規定するものであります。

第2条については、積み立てであります。積立額は森林環境譲与税の額に基づき、一般会計歳入歳出予算にて定めることについて規定するものであります。

第3条については、管理であります。基金の現金は金融機関への預金、その他最も確実で有利な方法で管理し、必要に応じて最も確実かつ有利な有価証券にかえることができることについて規定するものであります。

第4条については、運用益金等の処理であります。基金の運用により生ずる収益や基金を財源とする事業により生ずる収益は一般会計に計上し、基金に編入することについて規定するものであります。

第5条については、繰りかえ運用であります。財政上必要なときは繰りもどしの方法、期間及び利率を定めて、歳計現金に繰りかえて運用することができることについて規定するものであります。

第6条については、処分であります。第1条に規定する目的を達成するための事業の経費に充てる場合に基金を処分することができることについて規定するものであります。

第7条については、運用状況の公表であります。毎年7月末までに前年度の基金運用状況を公表することについて規定するものであります。

第8条については、委任であります。この条例のほか基金の管理及び処分について必要な事項については町長が別に定めることについて規定するものであります。

附則については、この条例は平成31年4月1日から施行することについて規定したものであります。

以上であります。

副議長(土門勝子君) 次に、日程第23、予算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

議第7号 平成31年度遊佐町一般会計予算ほか特別会計予算6件については、恒例により議長を除く議員10名による予算審査特別委員会を構成し、審査を行うことにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

副議長(土門勝子君) ご異議なしと認めます。

よって、会議規則第39条の規定に基づき、予算審査特別委員会に付託し、審査をすることに決しました。

お諮りいたします。それでは、予算審査特別委員会委員長に総務厚生常任委員会委員長の松永裕美議員、同副委員長には筒井義昭議員を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

副議長(土門勝子君) ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会委員長に松永裕美議員、同副委員長には筒井義昭議員と決しました。

予算審査特別委員会が終了するまで本会議を延会いたします。

(午後4時17分)